

目 次

(本 編)

第1編 総 論	1
第1章 総 則	1
第1節 目 的	1
第2節 基本方針	2
第3節 南海トラフ地震防災対策推進計画	3
第4節 特別防災区域の範囲	5
第5節 地域防災計画との関係	7
第6節 用 語	8
第2章 水島臨海地区の現況	9
第1節 水島臨海工業地帯の概要	9
第2節 気象条件	10
第3節 港湾の状況	11
第4節 危険物及び高圧ガス施設の状況	12
第5節 防災力の状況	13
第3章 関係機関の事務及び業務の大綱	14
第1節 行政機関等	14
第2節 公共機関	18
第3節 防災関係団体	19
第4節 関係事業所	20
第2編 災害基本想定	21
第1章 石油コンビナート防災アセスメント	21
第2章 災害想定	22
第1節 平常時の災害想定	22
第2節 地震（強震動）時の災害想定	25
第3節 長周期地震動による災害想定	27
第4節 津波時の災害想定	28
第5節 低頻度大規模災害による災害想定	29
第6節 その他の災害想定	30
第3編 災害予防計画	31
第1章 基本方針	31
第2章 行政機関の指導・監督等	32
第1節 関係行政機関に共通する事項	32
第2節 危険物、高圧ガス及び毒物・劇物等の施設等に対する事項	33
第3節 船舶等に対する事項	34
第4節 航空機事故等に対する事項	35

第3章 関係事業所の予防対策	36
第1節 設備別の予防対策	37
第2節 物質別の予防対策	39
第3節 災害態様別の予防対策	40
第4節 操作上の予防対策	41
第5節 大規模工事中の予防対策	42
第6節 海上災害予防対策	43
第7節 航空機事故災害予防対策	44
第8節 地震災害予防対策	45
第9節 津波災害予防対策	47
第10節 高潮災害予防対策	48
第4章 防災施設及び防災資機材の整備・調達	49
第1節 行政機関	49
第2節 関係事業所	50
第5章 防災教育訓練	51
第1節 防災教育	51
第2節 防災訓練	52
第6章 事業継続計画	54
第7章 調査研究	55
第1節 実態調査	55
第2節 専門員等による調査研究	56
第4編 災害応急対策計画	57
第1章 防災組織計画	57
第1節 防災組織	57
第2節 防災本部の活動体制	60
第3節 防災組織配備基準	61
第4節 現地本部の設置	65
第2章 災害情報計画	72
第1節 通信連絡計画	72
第2節 災害発生通報伝達計画	73
第3節 情報通報計画	76
第4節 災害広報計画	80
第5節 気象予報及び警報伝達計画	81
第3章 災害別応急対策計画	83
第1節 火災・爆発応急対策計画	83
第2節 毒性ガス等漏洩応急対策計画	86
第3節 流出油応急対策計画	88
第4節 海上火災応急対策計画	90
第5節 自然災害応急対策計画	93
第6節 地震応急対策計画	94
第7節 津波応急対策計画	98
第8節 高潮災害応急対策計画	100

第4章 り災者救助・保護計画	101
第1節 避難計画	101
第2節 警戒区域設定計画	103
第3節 交通規制計画	105
第4節 救急計画	106
第5節 医療救護計画	108
第5章 緊急輸送、警備計画	111
第1節 緊急輸送計画	111
第2節 警備計画	113
第6章 応援要請計画	114
第1節 事業所の相互応援計画	114
第2節 特別防災区域協議会等相互の応援計画	116
第3節 行政機関の相互応援計画	117
第4節 自衛隊災害派遣要請計画	118
第5編 災害復旧計画	120
第1章 災害復旧の基本方針	120
第2章 公共施設の災害復旧計画	121
第1節 災害復旧事業方針	121
第2節 公共施設別災害復旧	122

第1編 総 論

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第31条の規定に基づき、岡山県石油コンビナート等防災本部が作成する計画であって、水島臨海地区〔石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和51年政令第192号）〕に係る災害を未然に防止し、又は、災害が発生した場合、その災害の拡大を防止するため防災関係機関の業務を明確にするとともに、これら防災関係機関が一体となって総合的防災対策の推進を図り、もって地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

なお、岡山県内の特別防災区域のうち、福山・笠岡地区に係る防災計画については、広島県及び岡山県の両県をもって設置される広島県及び岡山県石油コンビナート等防災本部協議会において作成する。

第2節 基本方針

水島臨海地区の石油及び高圧ガス等の施設は、消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）等の基準に基づいて設置され、管理されているところであるが、危険な物質が大量に扱われているので災害が発生する危険性が大きく、一旦災害が発生すればその規模・態様は広範囲かつ複雑であり、地域住民の社会生活に重大な影響を与えることとなる。

したがって、本計画では、特に次の基本方針に沿って万全の防災対策を確立するものとする。

なお、防災関係機関はそれぞれの立場から実施細目を検討し、具体的な活動計画を別に整備するものとする。

- 1 関係事業所は、災害の発生及び拡大の防止について、第1次的責任を有するものとする。
- 2 災害防御の主眼は、住民の安全対策を優先的に行うものとする。
- 3 防災関係機関及び関係事業所は、相互に連携を密にして防災対策を推進するものとする。

第3節 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1 総則

1 目的

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、特別防災区域（水島臨海地区）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、南海トラフ地震防災対策の推進を図る。

2 関係機関の事務及び業務の大綱

特別防災区域（水島臨海地区）に係る地震・津波防災に関し、行政機関等、公共機関、防災関係団体、関係事業所の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第3章 関係機関の事務及び業務の大綱」に記載する。

第2 基本的事項

1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

防災関係機関及び関係事業所は、第3編「災害予防計画」第1章「基本方針」、第2章「行政機関の指導・監督等」及び第3章「関係事業所の予防対策」に基づき、それぞれ予防対策を講じる。

また、第4章「防災施設及び防災資機材の整備・調達」に基づき、防災施設・化学消防車・消火薬剤・オイルフェンス等の防災資機材の整備を図るとともに、南海トラフ地震による津波の到達等に備え、施設や資機材の整備について緊急性を考慮し計画的に実施する。

2 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

関係事業所は、第3編「災害予防計画」第3章「関係事業所の予防対策」第9節「津波災害予防対策」に基づき、津波予防対策を講じる。

関係機関は、第4編「災害応急対策計画」第3章「災害別応急対策計画」第6節「地震応急対策計画」及び第7節「津波応急対策計画」に基づき、応急対策を講じるとともに、第4章「り災者救助・保護計画」、第5章「緊急輸送、警備計画」及び第6章「応援要請計画」に基づき、避難及び救助措置を講じる。

3 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や静岡県から愛媛県までの太平洋岸沿いの県に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行い、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。

「南海トラフ地震臨時情報」は、以下の通りで、（1）は地震発生等から5～30分程度、（2）、（3）及び（4）は地震発生等から最短で2時間程度で情報発表される。

- （1）南海トラフ地震臨時情報（調査中）
- （2）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
- （3）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
- （4）南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の

状況等を発表する。

気象庁が「南海トラフ地震に関する情報」を発表した場合は、「2 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」に準じ、関係機関は、発表内容に応じて必要な警戒体制をとり、施設点検、避難等応急対策の確認等を行うこととする。

4 防災訓練に関する事項

関係機関は、第3編「災害予防計画」第5章「防災教育訓練」第2節「防災訓練」に基づき、防災訓練を実施する。

5 関係機関との連携協力の確保に関する事項

関係機関は、第1編「総論」第3章「関係機関の事務及び業務の大綱」、第3編「災害予防計画」第2章「行政機関の指導・監督等」及び第4編「災害応急対策計画」第1章「防災組織計画」に基づき、連携協力してその任務を遂行する。

6 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

関係機関は、第3編「災害予防計画」第5章「防災教育訓練」第1節「防災教育」及び第4編「災害応急対策計画」第2章「災害情報計画」第4節「災害広報計画」に基づき、防災教育及び広報を実施する。

第4節 特別防災区域の範囲

特別防災区域は、石油コンビナート等災害防止法で規定されており、多量の石油又は高圧ガスを取り扱う事業所が集積した区域をいい、この計画の対象となる特別防災区域の範囲は、石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和51年政令第192号）及び告示（昭和51年通商産業省・自治省告示第1号）で定める水島臨海地区である。（特別防災区域面積：2,535万m²）

○石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令

【水島臨海地区】

岡山県倉敷市の区域のうち次の区域

- (1) 呼松町稻浦、児島宇野津字長島新田、児島塩生字天神新田、字柚山、字西浦及び字新浜並びに児島通生の区域のうち主務大臣の定める区域
- (2) 潮通一丁目及び潮通二丁目の区域 松江四丁目、潮通三丁目及び南畠四丁目の区域のうち主務大臣の定める区域
- (3) 水島海岸通一丁目から水島海岸通五丁目まで、水島中通一丁目から水島中通四丁目まで及び水島西通二丁目の区域 水島西通一丁目及び水島川崎通一丁目の区域のうち主務大臣の定める区域
- (4) 玉島乙島字高後沖及び字新湊の区域のうち主務大臣の定める区域

○石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令別表に規定する主務大臣の定める区域を定める告示

【水島臨海地区】

岡山県倉敷市の次の区域

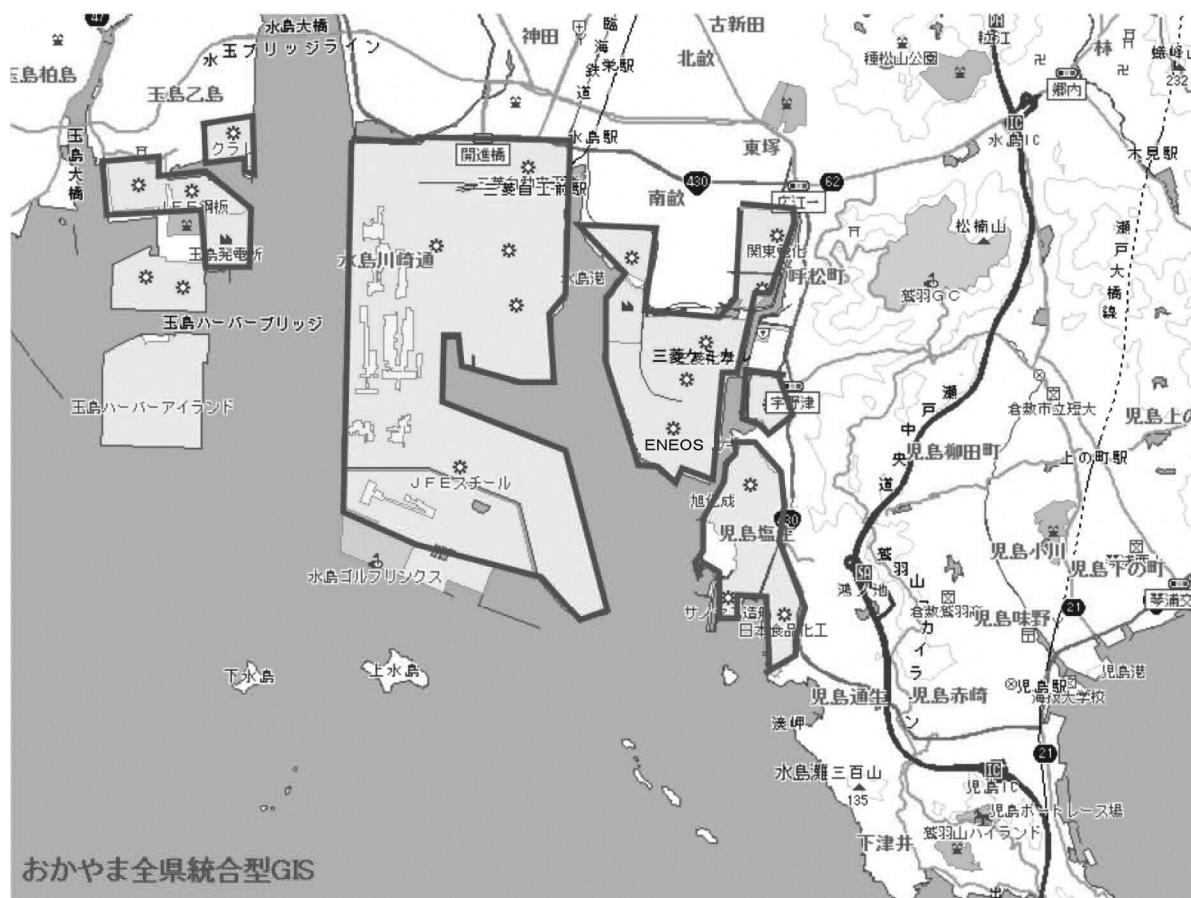
- (1) 呼松町稻浦1134番地、児島宇野津字長島新田2203番地の1、2301番地の2及び2301番地の7から2301番地の10まで、児島塩生字天神新田4561番地の2及び4617番地の1、字柚山3652番地の3、字西浦3607番地の3及び3608番地の2、字新浜2767番地の1、2767番地の2、2767番地の6、2767番地の7、2767番地の9から2767番地の13まで、2767番地の16から2767番地の33まで、2767番地の35から2767番地の45まで、2767番地の56から2767番地の66まで、2767番地の68、2767番地の69、2767番地の79、2767番地の80、2767番地の82及び2767番地の83、児島通生2914番地の1、2914番地の2及び2915番地の1から2917番地までの区域
- (2) 松江四丁目（1018番地の1から1018番地の6まで、1019番地、1020番地、1021番地の1から1021番地の6まで、1022番地の1から1022番地の5まで、1026番地及び同番地の南側に隣接する無番地の区域のうち市道東塚松江線以西、1039番地の2、1040番地の1から1040番地の5まで、1045番地の7、1045番地の8、1169番地、1170番地の1から1170番地の3まで、1171番地の1から1171番地の5まで、1172番地の1、1172番地の2、1191番地の1から1191番地の5まで、1193番地、1194番地の1から1194番地の4まで、1195番地の1から1195番地の19まで、1195番地の22、1196番地、1197番地、1198番地、1199番地の1、1200番地の1、1201番地、1202番地の7から1202番地の9まで並びに1202番地の12を除く。）、潮通三丁目（3番地の2から3番地の9までを除く。）並びに南畠四丁目（291番地の3、291番地の7から291番地の17まで及び321番地の3から321番地の9までを除く。）の区域
- (3) 水島西通一丁目（1918番地の34、1919番地の51から1919番地の56まで、1919番地の58、1919番地の66から1919番地の69まで及び1919番地の73から1919番地の76までを除く。）並びに水島川崎通一丁目1番地の1から1番地の3まで、2番地、3番

地の1から3番地の4まで、4番地、4番地の1から4番地の5まで、5番地、6番地、6番地の2、12番地の1、12番地の2、13番地の1から13番地の3まで、14番地の1、14番地の2及び23番地の1から23番地の3までの区域

(4) 玉島乙島字高後沖7471番地の35、7471番地の447、7471番地の522、7471番地の523、7471番地の534、7472番地、7472番地の1及び7472番地の2並びに字新湊8230番地、8230番地の1、8230番地の3、8230番地の4、8230番地の7、8230番地の9、8231番地、8232番地の1、8232番地の2、8233番地の1、8233番地の2、8234番地の1、8234番地の11から8234番地の30まで、8235番地の1、8235番地の2、8236番地の1、8236番地の2、8237番地の11、8238番地の1、8239番地の1、8240番地の11、8240番地の12、8241番地の1、8241番地の11から8241番地の13まで、8242番地の1、8242番地の7、8243番地の10から8243番地の12まで、8244番地の1、8244番地の12、8246番地の10から8246番地の12まで、8249番地の11から8249番地の13まで、8251番地、8252番地の1から8252番地の13まで、8252番地の21から8252番地の51まで、8252番地の53から8252番地の57まで、8252番地の63、8253番地の2及び8253番地の11の区域

(5) (1) から (4) までの区域に介在する道路の区域

【水島コンビナート特別防災区域の範囲】



第5節 地域防災計画との関係

岡山県地域防災計画及び倉敷市地域防災計画は、石油コンビナート等災害防止法第32条の規定により特別防災区域には適用されないものであるが、特別防災区域に係る防災対策について、本計画に定めのない事項は、災害の状況に応じ岡山県地域防災計画及び倉敷市地域防災計画を準用し、必要な対策を実施する。

(参考)

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第32条の趣旨

→ 県（市）地域防災計画の対象地域には、特別防災区域を含まないものとする。

第6節 用語

この計画における用語の意義はそれぞれ各号に定めるところによる。

- | | |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 県防災計画 | 岡山県地域防災計画をいう。 |
| (2) 市防災計画 | 倉敷市地域防災計画をいう。 |
| (3) コンビナート法 | 石油コンビナート等災害防止法をいう。 |
| (4) 防災本部 | 岡山県石油コンビナート等防災本部をいう。 |
| (5) 現地本部 | 岡山県石油コンビナート等現地防災本部をいう。 |
| (6) 防災本部長 | 岡山県石油コンビナート等防災本部長をいう。 |
| (7) 現地本部長 | 岡山県石油コンビナート等現地防災本部長をいう。 |
| (8) 防災関係機関 | 岡山県、関係特定地方行政機関、倉敷市、関係市町村、関係公共機関、公共的団体及び特定事業者その他水島臨海地区の防災上重要な施設の管理者等の関係機関等をいう。 |
| (9) 水島臨海地区 | 倉敷市の石油コンビナート等特別防災区域に指定された地区をいう。 |
| (10) 防災協 | 水島コンビナート地区保安防災協議会をいう。 |
| (11) 災対協 | 水島港湾災害対策協議会をいう。 |
| (12) 防災関係団体 | 防災協、災対協及び瀬戸内地区広域共同防災協議会をいう。 |
| (13) 関係事業所 | 第一種事業所、第二種事業所及び水島臨海地区内のその他の事業所をいう。 |
| (14) 市 | 倉敷市をいう。 |
| (15) 危険物等 | 石油コンビナート等災害防止法施行令第3条第1項第1号から第6号に定める物質、毒物及び劇物取締法第2条に定める物質及び大気汚染防止法施行令第10条に定める物質をいう。 |
| (16) 防災規程 | 石油コンビナート等災害防止法第18条の規定に基づいて、企業が定める防災規程及び同法第19条の規定に基づいて定める共同防災規程をいう。 |
| (17) 大容量泡放射システム | 石油コンビナート等災害防止法に基づき、平成20年11月末日までに直径3.4m以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクに設置が義務付けられた大容量泡放水砲等の資機材をいう。 |
| (18) 知事直轄 | 危機管理課及び消防保安課をいう。 |

第2章 水島臨海地区の現況

第1節 水島臨海工業地帯の概要

水島臨海工業地帯は、中国地方有数の河川である高梁川の河口に形成された三角洲と沿岸一帯の遠浅海面を埋立てて造成されたものであり、その地域は倉敷市南部（旧倉敷市の水島地区、旧玉島市の南部地区及び旧児島市の塩生地区）の国際拠点港湾水島港の区域並びにその背後地の一帯をいい、岡山県の中核工業地帯として、本県経済に圧倒的な比重を占めており、全国的にも有数の臨海工業地帯である。

この地域の工業化は、昭和28年度（1953年度）から県勢振興の根幹地域として開発が進められ、工業用地総面積は25,464千m²であり、このうち立地決定面積25,326千m²である。（令和4年（2022年）8月現在）

なお、本地帯は工業地帯の立地条件である海陸交通の便、工業用水（高梁川総合開発）、石油電力等の各種エネルギー、地耐力、優秀な中小企業及び広大な背後地等全ての面において優れており、現在の主な立地企業は、石油精製、石油化学、鉄鋼業、電力、自動車、造船業、食品工業である。このうちコンビナート法にいう第一種事業所が13、第二種事業所が11存在している。（令和4年（2022年）9月現在）

「令和3年経済センサス-活動調査（製造業）」によると、水島工業地帯の令和2年（2020年）の製造品出荷額等（従業者4人以上の事業所）は3兆2,104億4百万円であり、全県に占める割合は約5割となっている。

倉敷市の人口は、令和5年（2023年）9月末現在で476千人となっており、このうち水島地区は、8千人となっている。

〈資料1 特定事業所の状況〉

〈資料2 特定事業所名簿・配置図〉

第2節 気象条件

水島臨海地区は、北には中国山地、南には四国山地とそれぞれ天然の防壁に護られて、四季を通して気候は温和で、年平均気温は16℃前後と比較的暖かく、また、年平均総降水量は1,000ミリメートル程度と少なく、いわゆる瀬戸内式気候である。台風・大雨等による被害も比較的小ない地区であるが、梅雨期や台風のコースによっては、大雨・暴風等による大きな被害が生じるおそれもあるので、注意が必要である。水島灘海域は高潮発生の可能性のある水域であり、特に台風による高潮には注意が必要である。

また、県南を震源とする地震は少ないが、南海トラフ地震をはじめ周辺で発生する地震の影響を受けることも予想されるので、地震、津波等の対策についても配慮しておく必要がある。

第3節 港湾の状況

水島港は、高梁川河口に位置する工業港であり、特に、水島地区に石油、鉄鋼等の大型コンビナートが立地しており、航路周辺に大小の工場専用けい留施設が存在して工業地帯の活動を支えている。これらの専用施設には危険物の取り扱われるものが多く、昭和49年（1974年）4月には特定港に指定され、港域の拡張と危険物タンカー、その他船舶の取締が一段と強化された。

さらに、航路の改良整備、小型危険物積載船舶専用泊地の利用促進等の安全対策を実施している。

また、玉島地区では、昭和62年（1987年）から人工島「玉島ハーバーアイランド」整備工事に着手し、平成8年（1996年）には、玉島と人工島を結ぶ「玉島ハーバーブリッジ」が完成し、平成15年（2003年）には特定重要港湾に指定されるなど、港湾施設の整備を進めている。

さらに、平成23年（2011年）には、国際拠点港湾に変更され、国際バルク戦略港湾にも選定され、平成25年（2013年）には、耐震岸壁（-12m）の供用を開始し、平成29年（2017年）には水島地区と玉島地区を結ぶ倉敷みなと大橋が開通するなど、広域物流拠点機能の強化や、背後圏に立地する企業の国際競争力の強化を進めている。

〈資料3 入港船舶数・貨物取扱量〉

第4節 危険物及び高圧ガス施設の状況

令和5年（2023年）4月1日現在、水島臨海地区における危険物及び高圧ガス施設の状況は次のとおりである。

1 危険物施設の状況

石油の貯蔵取扱量	944万キロリットル
屋外貯蔵タンクの基数	1, 346基
10万キロリットル以上	11基
5万キロリットル以上10万キロリットル未満	19基
1万キロリットル以上5万キロリットル未満	98基
1, 000キロリットル以上1万キロリットル未満	356基
1, 000キロリットル未満	862基

※「石油コンビナート等防災体制の現況（令和5年）」（消防庁特殊災害室）より

2 高圧ガス施設の状況（不活性ガスを除く）

高圧ガス処理量	118, 460万Nm ³ /日
高圧ガス貯槽の基数	156基
5, 000トン以上	8基
1, 000トン以上5, 000トン未満	40基
500トン以上1, 000トン未満	36基
100トン以上500トン未満	20基
100トン未満	52基

※「石油コンビナート等防災体制の現況（令和5年）」（消防庁特殊災害室）より

第5節 防災力の状況

水島臨海地区を管轄する倉敷市消防局、水島海上保安部及び関係事業所等の防災力は、資料6及び資料10のとおりであり、応援可能（移動可能）な化学消火薬剤等の備蓄状況は、資料11のとおりである。

なお、倉敷市と相互応援協定を結んでいる岡山市、玉野市等倉敷市周辺部の防災力は資料9のとおりである。

〈資料6 防災行政機関防災力の状況〉

〈資料9 倉敷市周辺消防機関の防災力の状況〉

〈資料10 企業別防災力の状況〉

〈資料11 応援可能（移動可能）な化学消火薬剤の備蓄状況〉

第3章 関係機関の事務及び業務の大綱

第1節 行政機関等

第1 中国四国管区警察局

- 1 管区内各警察の指導、調整及び応援派遣に関すること
- 2 他管区警察局との連携に関すること
- 3 関係機関との協力に関すること
- 4 情報の収集及び連絡に関すること
- 5 警察通信の運用に関すること
- 6 津波警報等の伝達に関すること

第2 中国経済産業局

- 1 特定事業者に対する防災のための必要な資金のあっせん
- 2 防災資機材の調達及びあっせん

第3 中国四国産業保安監督部

- 1 第1種事業所の新設等の届出に係る現地調査及び工事完了後の確認に関すること
- 2 特定事業所に対する立入検査に関すること
- 3 高圧ガス施設等を設置する特定事業者に対する保安の確保に関する指導監督に関すること
- 4 保安教育の指導に関すること
- 5 情報の収集、伝達及び災害原因調査に関すること

第4 中国地方整備局

(宇野港湾事務所)

- 1 港湾施設の整備と防災管理に関すること
- 2 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導に関すること
- 3 海上の流出油に対する防除措置に関すること
- 4 港湾、海岸保全施設等の応急復旧工法の指導に関すること

(岡山河川事務所)

- 1 災害情報の収集、伝達に関すること
- 2 河川区域内における洪水予警報に関すること
- 3 河川の流出油に対する防除措置に関すること
- 4 河川管理施設等の応急復旧工法の指導に関すること
- 5 その他国土交通省所管施設の災害に関すること

(岡山国道事務所)

- 1 災害情報の収集、伝達に関すること
- 2 道路交通の安全確保に関すること
- 3 その他国土交通省所管施設の災害に関すること

第5 水島海上保安部

- 1 海上災害の予防啓発に関すること
- 2 海上における被災者の救助及び救援に関すること
- 3 海上災害の防御活動に関すること
- 4 海上災害に係る船舶の安全確保に関すること
- 5 情報の収集、伝達及び災害原因調査に関すること
- 6 災害広報に関すること
- 7 海上災害防止のため、関係法令に基づく特定事業所等に対する立入検査に関すること
- 8 防災資機材の備蓄及び整備に関すること
- 9 海上防災訓練の指導及び実施に関すること

第6 岡山労働局

- 1 労働災害を防止するために必要な監督指導に関すること
- 2 労働安全衛生教育の指導、援助に関すること
- 3 事業場、化学設備等の新增設に係る計画審査に関すること
- 4 災害調査の実施に関すること

第7 陸上自衛隊第13特科隊

災害時における人命又は財産保護のため、緊急を要する応急救援活動並びに民生協力、環境保全の範囲における民心安定のための復旧活動の支援に関すること

第8 岡山地方気象台

- 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること
- 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること
- 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
- 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
- 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

第9 玉野海上保安部

第六管区海上保安本部長の指示による水島海上保安部の応援に関すること

第10 岡山県

- 1 岡山県石油コンビナート等防災本部の運営に関すること
- 2 防災に関する施設及び組織の整備に関すること
- 3 高圧ガス、毒物、劇物及び特定物質等の保安確保に必要な指導監督に関すること
- 4 災害情報の収集、伝達及び災害原因調査並びに再発防止対策に関すること

- 5 水防活動等災害の発生又は拡大の防止措置に関すること
- 6 災害時における医療等保健衛生対策に関すること
- 7 救助物資、防災資機材等の備蓄、調達及び斡旋に関すること
- 8 自衛隊の災害派遣要請に関すること
- 9 災害応急措置の概要等の報告に関すること
- 10 公共施設等に対する災害復旧に関すること

第11 岡山県警察

- 1 災害情報の収集・伝達・広報に関すること
- 2 避難の指示・誘導に関すること
- 3 避難路・緊急交通路の確保等交通規制に関すること
- 4 警戒区域の設定・被災地の警戒警備に関すること
- 5 被災者の救出救助に関すること
- 6 行方不明者の捜索及び遺体の検視、身元確認等に関すること
- 7 警察通信の確保・緊急通信連絡の援助に関すること
- 8 被害状況の調査・事故原因の捜査に関すること
- 9 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力に関すること

第12 倉敷市

- 1 防災に関する組織の整備及び訓練に関すること
- 2 防災に関する物資及び資機材の整備に関すること
- 3 危険物施設等の保安確保に必要な指導監督に関すること
- 4 水質汚濁の防止及び大気汚染の防止を図るために必要な指導監督に関すること
- 5 自衛防災組織（共同防災組織を含む。）、特定防災施設及び防災資機材の整備等事業所の防災体制の指導監督に関すること
- 6 事故等の発生時における緊急通報及び伝達に関すること
- 7 事故原因調査及び再発防止対策に関すること
- 8 災害情報の収集、伝達及び災害広報の実施に関すること
- 9 消火活動等の実施並びに自衛防災組織（共同防災組織を含む。）に対する指揮に関すること
- 10 水防活動等の災害の発生又は拡大の防止措置に関すること
- 11 警戒区域の設定並びに避難指示及び誘導に関すること
- 12 傷病者の救出及び救急に関すること
- 13 被災者の救出及び救護に関すること
- 14 災害時における保健衛生と文教対策に関すること
- 15 消防団の応援出動の要請及び指示に関すること
- 16 緊急輸送の確保に関すること
- 17 公共施設等に対する災害復旧に関すること

第13 岡山市、玉野市、早島町、浅口市

倉敷市の実施する災害応急対策の応援に関すること

第14 大容量泡放射システム瀬戸内地区関係行政機関協議会

- 1 大容量泡放射システムの有効性の確認・検証に関すること
- 2 瀬戸内地区広域共同防災組織警防計画に関すること
 - (1) 防災要員に関すること
 - (2) 大容量泡放射システムの搬送に関すること
 - (3) その他警防計画に関すること
- 3 その他、大容量泡放射システムの適切かつ効果的な導入、整備に必要な事項に関すること

第2節 公共機関

第1 日本赤十字社岡山県支部

災害時における被災者の医療救護に関すること

第2 公益社団法人岡山県医師会

災害時における被災者の医療救護に関すること

第3 災害拠点病院

災害時における被災者の医療救護に関すること

第4 公益社団法人倉敷市連合医師会

- 1 会員の医療施設における傷病者の受入れに関すること
- 2 災害時における被災者の医療救護に関すること

第5 日本放送協会岡山放送局、ＲＳＫ山陽放送株式会社、岡山放送株式会社及びテレビせとうち株式会社

各種予警報、災害情報、避難指示及び交通規制等の放送に関するこ

第6 西日本電信電話株式会社岡山支店

- 1 防災活動の実施に必要な通信施設・設備の確保及び優先利用措置に関するこ
- 2 公衆通信施設の応急復旧に関するこ

第3節 防災関係団体

第1 水島コンビナート地区保安防災協議会

- 1 事故防止に関する諸施策の調査研究に関すること
- 2 防災に関する自主基準の作成に関すること
- 3 防災に関する技術の共同研究に関すること
- 4 共同防災組織の管理運営に関すること
- 5 災害時の相互援助に関すること
- 6 関係行政機関の推進事項の徹底に関すること
- 7 防災相互無線局の運用管理に関すること

第2 水島港湾災害対策協議会

- 1 事業所間の応援体制の整備及び相互応援要領に基づく防災活動の実施に関すること
- 2 防災資機材の共同備蓄に関すること
- 3 防災に関する技術の調査研究に関すること
- 4 防災教育訓練の共同実施に関すること

第3 濑戸内地区広域共同防災協議会

- 1 消防活動発生時の防災資機材の搬送及び現地での取扱業務に関すること
- 2 防災資機材等の維持管理業務に関すること
- 3 大容量泡放射システムに関する教育・訓練業務に関すること
- 4 その他協議会の目的を達成するために必要な業務に関すること

第4節 関係事業所

- 1 事故災害の発生防止に関すること
- 2 自衛防災組織（共同防災組織を含む。）の整備に関すること
- 3 特定防災施設及び防災資機材の整備に関すること
- 4 危険物施設等の保守管理体制の強化に関すること
- 5 防災教育訓練の実施に関すること
- 6 異常現象の通報に関すること
- 7 災害応急措置の実施の報告に関すること
- 8 消火活動及び被害拡大防止措置の実施に関すること
- 9 事故災害の原因調査及び再発防止対策の実施に関すること

第2編 災害基本想定

第1章 石油コンビナート防災アセスメント

石油コンビナート等特別防災区域には、危険物施設、高圧ガス施設等の様々な施設があり、その災害想定に当たっては、特別防災区域における危険物施設等の種類、規模等の実態や周囲の状況を踏まえ、当該特別区域内で発生する可能性のある災害を想定しなければならない。

県は、適切な災害想定を行うため、災害の潜在性のある危険物タンク等についてアセスメント施設調査を行い、また、地震（強震時）及び津波時の災害想定では、内閣府が平成24年（2012年）8月29日に発表した南海トラフ巨大地震の被害想定で用いた強震断層モデルの陸側ケース（Mw=9.0）を想定し、県の地震被害想定調査結果に基づく最大震度（計測震度は概ね5.8～6.1程度）及び液状化危険度を用いて、国の「石油コンビナートの防災アセスメント指針」により石油コンビナート防災アセスメントを実施したところであり、そのアセスメント結果に基づきコンビナートに係る災害想定を行う。

アセスメントでは、平常時（通常の業務を行っている場合）の事故と地震（強震動）による被害、長周期地震動による被害及び津波による被害に分けて評価を行っており、本防災計画の災害基本想定においても、「平常時の災害」、「地震（強震動）時の災害」、「津波時の災害」の場合に分け、危険物タンク、高圧ガスタンク、毒性液体タンク（危険物、高圧ガスのいずれにも該当しない毒性液体を貯蔵したタンクであってプラント内の貯槽、小容量の容器等を除いたもの）、プラント（製造施設）、パイプライン（事業所間を結ぶ導配管で、第1、第2、第3及び第4石油類並びに可燃性の高圧ガスを移送するもの。）それぞれについて災害想定を行う。

また、アセスメントの総合的な災害危険性評価の結果では、現実的に起こりうると考えるべき災害を「第1段階の想定災害」、発生する可能性が小さい災害を含むが、第1段階の次に優先度が高くなる災害を「第2段階の想定災害」、発生する可能性が非常に小さいが、影響が大きくなると考えられる災害を「低頻度大規模災害」と区分しており、本防災計画の災害想定でもその区分により災害想定を行うとともに、アセスメントの災害想定に含まれていない「高潮時」、「流出油（海上）」及び「海上火災」については、その他の災害として想定を行う。

なお、防災アセスメントは、石油コンビナート等特別防災区域にある危険物施設等の全体を通しての災害拡大シナリオによる評価結果となっているため、個々の事業所においては、事業所の業務形態等に合わせた災害想定等を考え、対策等を取っていく必要があり、その際の防災対策の参考にアセスメント結果の活用を図られたい。

平常時	第1段階の想定災害	該当施設1基あたりで見れば100,000年に1度、100,000基あれば1年に1度起こるような災害
	第2段階の想定災害	該当施設1基あたりで見れば1,000,000年に1度、1,000,000基あれば1年に1度起こるような災害
	低頻度大規模災害	災害の発生する可能性が非常に小さいが、影響が大きくなると考えられる災害
地震時	第1段階の想定災害	想定地震が発生した場合、1,000基のうち1基で被害が発生するような災害
	第2段階の想定災害	想定地震が発生した場合、10,000基のうち1基で被害が発生するような災害
	低頻度大規模災害	災害の発生する可能性が非常に小さいが、影響が大きくなると考えられる災害

第2章 災害想定

第1節 平常時の災害想定

第1 危険物タンク

1 流出火災

第1段階の想定災害は、小量流出火災、中量流出火災、仕切堤内流出火災及び防油堤内流出火災が想定される。概ね90秒で人体皮膚に第2度の火傷を起こすとされる輻射熱（2. 3kW/m²s）の影響範囲（以下「輻射熱影響範囲」という。）は、小量流出火災、中量流出火災では、50m以下と想定される。仕切堤内流出火災では、輻射熱影響範囲が200m以上、防油堤内流出火災では、輻射熱影響範囲が100mから200mと想定されるタンクがあり、隣接する事業所へ影響が及ぶことがある。

第2段階の災害想定は、第1段階の災害想定と同様の災害が想定されるが、第1段階の災害想定より多くのタンクでの災害が想定され、防油堤内流出火災では輻射熱影響範囲が200m以上と想定されるタンクがあり、第1段階同様隣接する事業所へ影響が及ぶことがある。

なお、コンビナート区域外に影響を及ぼすと想定されるタンクがあるが、このタンクについては水幕設備が設置されており火災の影響は低減される。

※災害想定の「影響範囲」は、想定される発災箇所を中心とした円の半径の距離としている。（以下の章の「影響範囲」については、同様の取扱いをする。）また、毒性ガスの拡散濃度の影響範囲については、県大気汚染監視システムの松江測定局における過去10年間の平均風速を用いて算出している。

2 タンク火災

第1段階の災害想定は、旧法・旧基準又は準特定のタンクにおいてタンク小火災が想定され、第2段階の災害想定は、旧法・旧基準又は準特定のタンク以外のタンクでも小火災が想定される。また、第2段階の災害想定では旧法・旧基準又は準特定のタンクではリング火災、タンク全面火災が想定される。第1段階及び第2段階の輻射熱影響範囲はいずれも50m以下となり概ねタンク周辺にとどまる。

3 毒性ガス拡散

第1段階の災害想定は、小量流出、中量流出及び防油堤内の流出による拡散が想定される。拡散濃度がIDLH（Immediately Dangerous to Life and Health）の限界値以上となる影響範囲（以下「ガス拡散影響範囲」という。）は、小量流出では50mから100m、中量流出では50mから200mとなる。防油堤内流出による拡散では、ガス拡散影響範囲は200m以上となり隣接する事業所へ影響が及ぶことがある。

第2段階の災害想定では、小量流出、中量流出、仕切堤内流出及び防油堤内流出による拡散が想定され、第1段階の想定災害より影響度が大きい災害が想定され、コンビナート区域外に影響が及ぶことがある。

※IDLH 米国国立労働安全衛生研究所が提唱する限界値で30分以内に救出されないと元の健康状態に回復しないとされる濃度

- ・塩素：10ppm
- ・アクリロニトリル：85ppm
- ・フッ化水素：30ppm
- ・アンモニア：300ppm

第2 高圧ガスタンク

1 火災・爆発

第1段階の災害想定では、可燃性ガス配管の破損又は高圧ガスタンク本体の小破により小量又は中量の可燃性ガスが流出し、その流出ガスに何らかの原因により着火し、火災・爆発となる小量流出火災又は中量流出火災が想定される。その場合の影響は、フラッシュ火災（流出した可燃性ガスと空気が混合した可燃性蒸気雲の燃焼）と爆発による爆風圧の影響が想定され、第1段階の災害想定では影響範囲は100mから200mとなるタンクがあるものの、概ねタンク周辺にとどまる。

第2段階の災害想定では、中量流出、大量流出及び全量（長時間）流出による災害が想定され、影響範囲は200m以上となり、影響はコンビナート区域外に及ぶことがある。

フラッシュ火災の影響範囲は、爆発下限界濃度（LEL）が1/2以上となる風下方向のタンク中心からの距離を影響範囲としている。なお、爆発による爆風圧の影響範囲は、Clancey(1972)による「安全限界」（95%の確率で大きな被害はない）とされ、「家の天井が一部破損する。又は窓ガラスの10%が破壊される。」とされている圧力の2.1kPa以上となる距離を影響範囲としている。

2 毒性ガス拡散

第1段階の災害想定は、毒性ガス配管の破損又は高圧ガスタンク本体の小破により小量流出及び中量流出による毒性ガスの拡散が想定され、ガス拡散影響範囲は、コンビナート区域外に及ぶことがある。

第2段階の災害想定は、小量流出、中量流出、大量流出及び全量（長時間）流出による災害が想定される。影響範囲は第1段階の災害想定よりも大きくなり、内容物の移送の失敗等により長時間続くことも想定される。

第3 毒性液体タンク

・ 毒性ガス拡散

第1段階では、毒性液体タンク配管の破損又はタンク本体の小破により毒性液体が小量流出、中量流出及び大量流出し、ガスの拡散が想定される。大量流出時のガス拡散影響範囲はコンビナート区域外に影響が及ぶことがある。

第2段階では、大量流出、全量（長時間）流出及び全量（短時間）流出による災害が想定される。ガス拡散影響範囲は、第1段階の災害想定よりも影響が大きくなる。また、全量（短時間）流出の場合にもガス拡散影響範囲の想定は200m以上となる。

第4 プラント（製造施設）

1 流出火災

可燃性液体を取り扱うプラント全ての施設で第1段階の災害想定となり、小量流出、長時間（ユニット全量・大量）流出による火災が想定される。その場合の輻射熱影響範囲は50mから100mと想定され施設周辺にとどまる。

2 火災・爆発

第1段階の災害想定は、可燃性ガスを取り扱う施設で小量流出、長時間（ユニット全量・大量）流出、短時間（ユニット全量）流出による爆発が想定され、爆発下限界濃度の範囲が1/2以上となる影響範囲は200m以上となる施設があり、影響はコンビナート区域外に及ぶことがある。

第2段階の災害想定は、短時間（大量）流出による爆発が想定され、影響範囲が200m以上となる施設が第1段階よりも多くなる。

3 毒性ガス拡散

第1段階の災害想定は、毒性ガスを取り扱う施設で小量流出、長時間（ユニット全量）流出、長時間（大量）流出の拡散が想定され、施設によっては、ガス拡散影響範囲の想定は200m以上となる。

第2段階の災害想定は、小量流出及び長時間（ユニット全量）流出による拡散が想定され、第1段階と同程度の影響範囲となる。

第5 パイプライン

・ 流出火災及び火災・爆発

第1段階の災害想定は、石油配管の流出火災では、小量流出、中量流出による火災が想定され、輻射熱影響範囲は50mから100mとなる。一方、可燃性ガスの爆発及びフラッシュ火災の影響範囲は100mから200mと想定される。発生箇所によっては事業所敷地外への影響がある。

第2段階の災害想定は、石油配管の大量流出による火災・爆発が想定され、影響範囲は50mから100mとなり第1段階の災害想定と同様に発生箇所によっては事業所外へ影響がある。

第2節 地震（強震動）時の災害想定

第1 危険物タンク

1 流出火災

第1段階の災害想定は、平常時と同様の防油堤内までの流出火災が想定される。小量流出火災、中量流出火災、仕切堤内流出火災についての輻射熱影響範囲は50m以下と想定される。防油堤内火災の輻射熱影響範囲は200m以上となるタンクがある。

第2段階の災害想定も、第1段階と同様の災害が想定され、輻射熱影響範囲は第1段階の範囲よりも大きくなるタンクがあり、隣接事業所へ影響を及ぼすことがある。

なお、コンビナート区域外に影響を及ぶ可能性のあるタンクについては水幕設備が設置されており、火炎の影響は低減される。

2 毒性ガス拡散

第1段階の災害想定は、小量流出、中量流出及び防油堤内流出による拡散が想定される。ガス拡散影響範囲の想定は、小量流出では50mから100m、中量流出による拡散では50mから200mとなる。防油堤内流出による拡散では、ガス拡散影響範囲が200m以上となるタンクがあり、コンビナート区域外に影響が及ぶことがある。

第2段階の災害想定は、中量流出、仕切堤内流出及び防油堤内流出による拡散が想定され、第1段階の災害想定の影響範囲より大きくなり、コンビナート区域外に影響が及ぶことがある。

3 タンク火災

タンク屋根部での火災は強震動に起因して発生することは考えられないため想定しない。（長周期地震によるものについては、別途記載）

第2 高圧ガスタンク

1 火災・爆発

第1段階の災害想定は、小量流出による災害が想定される爆発とフラッシュ火災の影響範囲は、タンクによっては100mから200mとなるが、概ね事業所内にとどまる。

第2段階の災害想定は、小量流出、中量流出、大量流出及び全量（長時間）流出による災害が想定される。大量流出及び全量流出による爆発の影響範囲は200m以上となるタンクがあるが、影響範囲は概ね事業所内にとどまる。

2 毒性ガス拡散

第1段階の災害想定は、小量流出、中量流出及び全量（長時間）流出が想定される。いずれの災害についてもガス拡散影響範囲が200m以上と想定されるタンクがあり、コンビナート区域外に影響が及ぶことがある。

第2段階の災害想定は、小量流出による災害が想定される。ガス拡散影響範囲は、第1段階の想定災害よりも大きくなり、長時間続くこともある。

第3 毒性液体タンク

・ 毒性ガス拡散

第1段階に想定される災害想定はない。第2段階の災害想定では、小量流出、中量流出、大量流出及び全量（長時間）流出による災害が想定される。大量流出及び全量（長時間）流出の想定では、ガス拡

散影響範囲は200m以上となるタンクがあり、コンビナート区域外に影響が及ぶことがある。

第4 プラント（製造施設）

1 流出火災

可燃性液体を取り扱うプラントの施設では、第1段階の災害想定は、小量流出による火災が想定される。輻射熱影響範囲は50m以下となり、施設周辺にとどまる。

第2段階の災害想定では、長時間(ユニット全量)の災害が想定され、その場合の輻射熱影響範囲は100m以下と想定され、施設周辺にとどまる。

2 火災・爆発

可燃性ガスを取り扱う施設では、第1段階の災害想定は、小量流出による爆発が想定され、爆発下限界濃度の範囲が1/2以上となる影響範囲は100mから200mとなり、施設周辺にとどまる。

第2段階の災害想定では、長時間(ユニット全量・大量)、短時間(ユニット全量)流出による爆発が想定され、爆発の影響範囲は200m以上となる施設があり、コンビナート区域外に影響が及ぶことがある。

3 毒性ガス拡散

毒性ガスを取り扱う施設の第1段階の災害想定では、小量流出による毒性ガス拡散が想定され、ガス拡散影響範囲は50mから100mと想定され施設周辺にとどまる。

第2段階の災害想定では、小量流出、長時間(ユニット全量)流出によるガス拡散が想定され、ガス拡散影響範囲は200m以上となる施設があり、コンビナート区域外に影響が及ぶことがある。

第5 パイプライン

・ 流出火災及び火災・爆発

東日本大震災においては移送配管のフランジ部から小量の危険物が漏えいした被害があるため、地震時の災害想定としてはフランジ部から小量の危険物が漏えいし着火した場合を想定する。影響範囲は平常時と同様である。

第3節 長周期地震動による災害想定

第1 浮き屋根式タンク

- ・ タンク火災

長周期地震動により、浮き屋根式タンクでスロッシングが起こり浮き屋根が沈降した場合、何らかの原因で着火した場合にタンクの全面火災に至ることが想定される。相対的に危険性が大きいタンクは次の条件を満たすタンクである。

- ア 浮き屋根技術基準に未適合あるいは非該当のタンク
- イ スロッシング波高（余裕空間高）が大きいタンク

タンク内部でドレン配管が破損した場合には、大量の流出も考えられ、その場合は仕切堤内又は防油堤内火災となり大規模な火災に至ることも想定される。

第2 インナーフロートタンク（内部浮き蓋付き屋外貯蔵タンク）

- ・ 爆発・火災

内部浮き蓋付き屋外貯蔵タンクの全破損の可能性は小さいが、浮き蓋の構造によっては部分的に破損し、油が浮き蓋上に溢流することが想定される。その場合、タンク上部の空間に可燃性蒸気が滞留し、通気口から空気の流入により可燃性ガス濃度が爆発範囲内となって爆発・火災が発生することがある。

第4節 津波時の災害想定

第1 危険物タンク

津波の影響を受けると想定される危険物タンクの最大浸水深は、一部の場所にあるタンクに限られるが1. 3m程度となり、消防庁が配付した「屋外タンクの津波被害シミュレーションツール」により評価をしたところ、通常貯蔵している状態では、津波の浸水による滑動、浮き上がりの被害はない想定されるが、タンク貯蔵量が少量の場合には、滑動や浮き上がりが起こる危険性がある。

第2 その他の施設

津波の影響を受けると想定されるその他の施設の最大浸水深は、0. 4m程度となり、大きな被害はないと想定されるが、東日本大震災の被害状況によれば、浸水深1m未満の津波により計装設備、ガス漏洩検知警報設備等の破損、配管・弁等の変形及び破損、容器の転倒が起きており、こうした被害は想定される。

第5節 低頻度大規模災害による災害想定

第1 危険物タンク

危険物タンクの防油堤内流出火災の危険性は、防油堤内に仕切堤がなく多数の準特定（旧基準）タンクが設置されている場合に高くなり、防油堤の面積に応じて大きくなる。こういったタンクの防油堤内火災ではコンビナート区域外に影響が及ぶ可能性がある。

また、通常は流出危険物は防油堤内にとどまるが、発生確率としてはほとんどないが、大規模地震や液状化等によって防油堤に被害が生じたときは、影響範囲が広くなることが想定される。

第2 高圧ガスタンク

高圧ガスタンクの火災は、火災時の熱等により容器が破損してB L E V E (Boiling Liquid Expanding Vapor Explosion)を引き起こす可能性がある。内容物が可燃性の場合は、ファイヤーボールを形成する。その場合の放射熱及び爆風圧の影響は、コンビナート区域外の広範囲に及ぶことが想定される。

第3 プラント製造施設

プラント製造施設の爆発火災は、反応容器等の圧力上昇に伴う爆発の影響が想定される。取扱可燃性ガスの最大滞留量での全量が蒸気雲爆発を引き起こすと想定した場合の爆風圧の影響は、コンビナート区域外に及ぶ可能性がある。

第4 毒性物質を取り扱うタンク等

毒性物質を取り扱う危険物タンク及び毒性液体タンクについては、内容物が漏洩して防油（液）堤全面にたまり毒性ガスが蒸発・拡散した場合、毒性ガス物質の種類によるが、コンビナート区域外に影響が及ぶ可能性がある。

また、毒性物質を取り扱う高圧ガスタンク及びプラントについては、面積0.1cm²の漏洩口を想定すると、長時間に渡り漏洩が続いた場合、コンビナート区域外に影響が及ぶ可能性がある。

第6節 その他の災害想定

第1 高潮時の災害想定

水島臨海地区では、平成16年（2004年）8月に襲来した台風第16号により水島港の企業岸壁で最高潮位TP3.3mの高潮が発生している。高潮の浸水による電気設備の漏電や故障による不具合、浮遊物による配管等の被害が想定される。

第2 流出油（海上・河川）の災害想定

1 タンク等からの流出

低頻度大規模災害で想定される防油堤の破損からの流出とは別に、タンクの破損等により石油類が防油堤を越え構内に拡散流出した場合、道路等に設けられた雨水排水溝に流出油が流入し、海上又は河川へ流出することが想定される。

2 船舶からの流出

着岸した船舶の燃料詰め込み時のバルブの誤操作や故障による流出については、小量流出が想定される。一方、大量流出の想定としては、付近航行中の船舶に何らかの事故が発生し操船不能となり、岸壁等にけい留中のタンカーに衝突し、タンカーボートに破口が生じ積載中の油が流出するなどの船舶事故に伴う流出が想定される。

第3 海上火災の災害想定

水島港の入港船舶の総隻数は、年間約40,000隻であり、これらの船舶の火災等災害の未然防止には万全を期しているところであるが、船舶火災が想定され、影響の大きな船舶火災として、水島臨海地区の石油化学事業所付近に着棧中の引火性危険物積載タンカーから何らかの原因での火災発生が想定される。

〈資料41 岡山県石油コンビナート防災アセスメント結果報告について〉

第3編 災害予防計画

第1章 基本方針

災害基本想定で第1段階の想定災害に想定される災害の該当施設においては、災害の発生危険度を低減させることが最も重要となり、発生危険度を低減させることにより必然的に影響範囲が大きい第2段階の想定災害も発生危険度が減少し周囲への影響も抑えることができるため、水島臨海地区における危険物、高圧ガス及び毒物劇物等の施設にかかる火災、爆発またはガス漏洩等の災害の未然防止を基本とする。

また、第2段階の想定災害に対しては、万一の事態に備え被害の局限化を図るため、これらの施設についての防災機能の強化を推進するとともに、発災時の緊急対応や応援体制、隣接事業所への連絡体制、周辺地域に対する広報や避難対策などの検討や防災資機材の充実等により一体的総合的予防対策を確立するため必要な事項を定める。

また、地震災害については、現行法令基準等による施設の耐震性能を確保することはもとより、過去の地震被害の実態に即して、耐震性向上対策に努める。

第2章 行政機関の指導・監督等

行政機関は、コンビナートの特殊性に鑑み、相互の連携を密にしながら、関係事業所に対して関係法令を遵守させるとともに、次の事項に重点を置いて指導・監督の強化を図り、自主保安活動を促進させることとする。

第1節 関係行政機関に共通する事項

- 1 施設の新增設等の適正配置及び耐震性をも考慮した安全設計等の指導強化
- 2 施設に係る保安設備の整備及び自主点検の指導強化
- 3 防災協及び災対協の活動に対する指導・助言
- 4 自衛防災組織（共同防災組織を含む。）の整備及び相互援助体制の整備指導
- 5 合同査察の実施強化
- 6 災害防止協定に基づく災害防止計画書の定期的見直し及び計画内容の実施指導
- 7 従業員等に対する保安防災教育の実施についての指導・助言
- 8 火災、爆発、漏洩等の災害事例を生かした保安対策の充実・指導
- 9 過去の地震災害を考慮した設備の耐震性向上対策の実施・指導
- 10 地震計等の設置及び地震時応急措置マニュアルの整備指導
- 11 津波避難誘導計画の作成指導
- 12 津波や高潮による浸水により、危険物やコンテナ等が流出しないような措置の指導

第2節 危険物、高圧ガス及び毒物・劇物等の施設等に対する事項

- ・ 施設に対する保安検査、立入検査及び予防査察の実施強化
 - (1) 施設の防火対策等の整備
 - (2) 設備の耐圧性能の維持
 - (3) 異常時の緊急措置マニュアルの整備
 - (4) 運転管理基準等の遵守
 - (5) 被害の局限化対策の整備
 - (6) 除害・中和設備の整備
 - (7) 津波や高潮の浮遊物による設備等への破損防止措置

第3節 船舶等に対する事項

1 船舶等に対する立入検査の実施強化

- (1) 施設に対する予防查察
- (2) 安全運航管理基準等の遵守
- (3) 作業管理基準等の遵守

2 航路及び泊地の整備

- (1) 水島港港湾計画に基づく航路整備事業の推進
- (2) 小型危険物積載船舶専用泊地の整備及び利用の促進

3 栈橋等港湾施設の整備

- (1) 地震、津波、高潮、波浪等の災害に対する被害を軽減するための施設整備の指導
- (2) タンカー等着桟中の船舶の火災・爆発等に対する防災施設等の整備・指導

4 浸水が予測される時に、海岸付近で工事中の場合には、直ちに中断等の措置を講じるとともに、その他所要の被災防止措置を講じるよう指導する。

第4節 航空機事故等に対する事項

県及び市は、航空機の墜落等による事故から特別防災区域に係る災害を防止するため、必要に応じて、大阪航空局関西空港事務所等に対して運航の監督又は行政指導の強化を要請するものとする。

第3章 関係事業所の予防対策

関係事業所は、その保有する施設等にかかる災害防止について第1次的責任を有するものであり、関係法令を遵守するとともに、「石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議報告書」（平成26年5月）にある「3. 事業者や業界団体が取り組む対策」の推進を図る。

また、次の事項に重点を置き予防対策を実施する。

1 災害発生の潜在的要因の積極的な抽出及びその改善措置

2 発災時の被害局限化対策の強化

例：緊急遮断設備・移送設備の設置及び保守

緊急停止マニュアルの作成

異常の早期検知

3 保安防災管理体制の強化

例：水島コンビナート事業所設備管理強化事業報告書（平成20年・平成21年岡山県委託：保安推進事業）をもとにした点検要領等設備管理指針の策定

事故事例や事故分析結果、保安情報などの各種保安情報を活用した現状の防災体制の問題点の検証

4 地震による被害の軽減化を図るための設備の耐震性の改善・強化

例：特定防災施設等の地震による影響評価の実施

特に、特定事業者は、「石油コンビナート等の大規模な災害時に係る防災対策の充実強化等について」（平成25年3月消防庁特殊災害室長通知）で示されたように、調査研究会で取りまとめられた特定防災施設等の地震による影響評価マニュアル、地震及び津波による被害の防止又は軽減策、応急措置又は代替措置の例示を活用し、特定防災施設等の地震対策及び津波対策を実施する。

また、事故防止を徹底するため、関係事業所は水島コンビナート事故防止対策会議の検討結果や倉敷市が作成した「事故防止のポイント（平成19年5月）」を踏まえ施設の安全性評価やヒューマンエラーに対する効果的な点検を行うとともに、県が実施したアセスメントを活用し、安全性評価や点検結果をもとに適切な対策を講じる。

第1節 設備別の予防対策

設備の設計、施工及び保守管理等については、関係法令に規定する基準を遵守する。

影響の大きい災害の発生の危険性がある施設については、災害を防止する対策として緊急遮断弁の計画的な設置や緊急遮断が適切に可動するよう保守管理を行うとともに、設備別の取扱い物質、操作条件及び経年変化のほか、設備周辺の状況などを考慮し保守管理の強化を図る。

また、誤操作防止については、設備の改善を図り、作業の安全化に努める。更に、地震を起因とする事故防止のため、耐震性の点検を行うなどの耐震対策の強化を図る。

特に劣化状況（経年変化）を把握するための点検に当たっては、使用材料と使用場所による劣化環境を適切に把握し、次の点に留意するとともに、事故事例等を踏まえ適切な設備管理を行う。

- 1 埋設、保温等の設置により設備の点検・検査が困難な部位にあっても、定期に肉厚測定等の点検・検査を行う。
- 2 金属疲労を考慮して、肉厚測定のみにより余寿命を考えるのではなく、破壊検査等も導入する。

また、事業者は設備の種類ごとに次の点に留意して予防対策を行う。

1 塔槽類

- (1) 塔槽類間及び他の設備との間の距離等を考慮し、その適切な配置を図る。
- (2) 付属配管等は、地震動・地盤沈下・液状化等による被害を防止するため、伸縮を吸収する等の措置を講じる。
- (3) 支持装置は、主体構造物に応じ、耐震性をも考慮した強度の設計及び施工を行い、その保守管理に努める。
- (4) 可燃性物質を取扱う施設の近くに設置されている支持装置については、発災時に対応しうる適切な耐火性能の確保を図る。
- (5) 腐食については、操作条件、取扱い物質及び経年変化等に配慮した検査等を実施することにより適切な対策を講じる。

2 貯蔵設備

- (1) 保安距離等を考慮し、その適切な配置を図る。
- (2) 大型設備については、強度解析を十分行ない、特に耐震性を含めて安全設計に留意する。
- (3) オーバーフロー等の防止措置を図る。
- (4) 付属配管等は、地震動・地盤沈下・液状化等による被害を防止するため、伸縮を吸収する等の措置を講じる。
- (5) 液状の物質の貯蔵設備については、法令等の定めによるほか、必要に応じて防液堤等を設置し、流出時の拡散防止に努める。また、浮き屋根式屋外貯蔵タンクの耐震基準で法令に適合期限が設けられているものについては、早期に適合するよう努める。
- (6) 直径3.4m以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクの浮き屋根が地震等により傾斜、又は沈降することを防止するとともに、万一沈降した場合にあっても、全面火災とならないよう安全対策に努める。
- (7) 直径3.4m以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクへ設置している固定式泡消火設備の薬剤は大容量泡放射システムにより薬剤の消火効果が低減しないものを選択するように努める。
- (8) 大容量泡放射システムの導入が義務付けられている事業所は、当該貯槽の全面火災が発生してから概ね8時間以内に大容量泡放射システムが配備できるよう構内通路について地震時の液状化も含めその対策を実施するよう努める。

3 加熱炉

他の設備との間の距離等を考慮して、その適切な配置を行なうとともに、地震時の被害の軽減化措置、可燃性物質の着火防止措置及び炉内爆発防止対策を実施する。

4 導配管

導配管については敷設場所等を考慮して適切な防食措置・保安標識の設置を行なうとともに、埋設配管のみならず非埋設配管においても腐食開孔部からの流出事故があることから、老朽化の状況が把握しにくい箇所を把握し、点検・検査を行い早期に異常箇所を発見する体制をとるなど保守管理の充実強化を図る。

また、地震対策として支持構造物の補強や可とう性等の耐震性向上対策を実施するとともに、自動又は手動による緊急遮断装置及び緊急放出設備を設置し、これらの保守管理の充実強化を図る。

5 回転機器類

重要機器については、耐震性の向上等のため駆動部と共に基礎を採用し、軸受部等については、自動警報装置又は自動停止機構を備えた温度測定装置や振動測定装置等を設置する。

6 計装設備

重要度の高い設備については、計装設備の多重化等により、停電又は故障等の発生時に安全側に作動する制御機構の整備を図るとともに計装の保護対策についても留意する。

また、地震時の液面揺動等による異常表示等についても適切な対応がなされるよう予め配慮しておくこと。

7 保安設備・防災設備

停電（一般的な停電、一時的な低圧電力による瞬時の停電及びブラックアウトと呼ばれる停電など全ての停電事象）による機能停止の対策としての防災設備の駆動電源の確保及びその保守管理を図るとともに、可燃性ガス及び有害ガス並びに油等の漏洩検知警報設備を設置し、漏洩監視体制の確立を図る。

また、消火設備や防油堤等の防災設備についてはその性質上、特に地震時等においてもその機能が失われることのないよう耐震性向上等により機能確保に努める。

第2節 物質別の予防対策

物質の有する特性を十分に理解し、かつ、取扱い貯蔵の実態を正確に把握して、備面及び管理面において、特に次の点を遵守する。

1 禁水性物質

消火用水を含め注水、散水及び浸水等の水に対する防護措置を講じるとともに、建屋内での取扱い貯蔵については、充分な換気設備を設置する。

2 酸化性物質

可燃物からの十分な隔離及び火災に対する有効な防火壁等を設置する。

3 爆発性物質

温度・圧力の調節監視装置及び支燃性物質の混入防止等の安全装置の設置並びにその保守管理を図る。

4 重合性物質

重合温度以下に保持するための温度監視装置、冷却装置及び重合抑制剤注入装置等の設置並びにその保守管理を図る。

第3節 災害態様別の予防対策

第1 火災・爆発等予防対策

火災・爆発等の発生要因及び発生経過等は極めて複雑なことから、可燃性物質の漏洩、滞留防止及び火源対策等について、特に次の点に留意し諸対策を講じる。

1 可燃性物質の漏洩防止

- (1) 設備ごとに材料の選択・施工等適切に措置する。
- (2) 漏洩検査は、内容物に見合った方法により適確に実施する。
- (3) 定期修理等工事時の漏洩防止等についての作業基準の遵守及び安全確認を実施する。

2 可燃性ガスの滞留防止

- (1) 屋内においては、物質の特性、特にガスの密度について配慮し、滞留状態を適確に予測したうえで、十分な換気設備を設置する等の適切な対策を講じる。
- (2) 屋外における可燃性ガスの滞留・拡散状況は、その物質の特性のほか、漏洩量及び気象条件等に大きく左右されるので、これらを十分考慮したうえ水噴霧等の適切な措置を講じる。

3 可燃性物質の漏洩時の着火防止対策

- (1) 取扱い物質の特性を配慮のうえ、着火源の隔離、設備間距離の確保及び静電気対策等の適切な措置を講じる。
- (2) 浮き屋根式貯蔵タンク（インナーフロートタンクを含む。）については、浮き屋根の傾斜や沈降防止対策について考慮する。

4 油及び液化ガス等

流出防止のため、適切な防油（止）堤及び防液堤を設置するとともに、排水溝についても整備を行う。

第2 毒性ガスの予防対策

毒性ガスについては、漏洩防止対策及び除害対策等について特に次の点に留意するとともに、排出するときは、関係法令（県条例等を含む。）に規定する基準を遵守する。

1 設備の配置は、周辺の状況及び気象条件等を考慮して防災上十分な措置を講じる。

2 漏洩防止については、次の諸対策を講じる。

- (1) 設備ごとに材料の選択、施工等適切に措置する。
- (2) 漏洩の早期発見のため、設備の配置及び周辺の状況等を考慮して、毒性ガスごとにガス検知警報設備を設置するなどの措置を講じるとともにその管理に努め、かつ、日常の点検パトロールを強化する。
- (3) 定期修理等工事時の残留ガスの措置基準等の遵守及び安全確認を実施する。

3 除害・中和装置は、必要に応じてガス検知警報設備を備えたものを設置し、停電時においても保安電力の確保のほか、その機能の維持を図る。

4 発災時の応急措置が迅速かつ完全に講じられるように、自動化及び遠隔操作等の計装設備について十分な配慮をするとともに、防毒衣、防毒マスク及び中和剤等の防災資機材を備蓄する。

5 液状のものについては、適切な防液堤を設置し、日常管理を十分に実施する。

第4節 操作上の予防対策

操作上の予防対策は、設備上の対策と同様に極めて重要であるので、その対策の実施に当たっては、関係事業所の従業員の保安意識の高揚を基本として次の点の対策を講じる。

1 基本的安全知識の向上

取扱い物質、関係施設及び操作方法等について、その基本的知識の習得を図る。

2 誤操作防止対策

- (1) 誤操作防止用インターロック機構等の自動計装機構の採用を図る。
- (2) 異常事態早期発見システムの研究及び開発等の実施に努める。
- (3) 作業標準及び緊急措置基準の整備及び習熟に努める。
- (4) 誤操作防止のための管理体制の確立を図る。
- (5) 保安教育・訓練の強化を図る。

3 定期修理及び臨時修理時の予防対策

- (1) 修理内容に応じた適切な実施計画の作成及び実施に努める。
- (2) 製造・工務等各部門間の連絡体制及び責任体制の強化を図る。
- (3) 点検及び修理作業等については、実施基準の強化整備を図るとともに、チェックリスト等を活用して安全確保に努める。
- (4) 協力会社（下請企業・外注業者等）の従業員が混在して作業を行う場合には、当該事業所の責任において統括管理体制の整備を図る。

第5節 大規模工事中の予防対策

大規模な施設の新・増設及び改修工事を行うときは、振動、衝撃等により周辺に与える影響にも十分配慮するほか、火災、爆発、漏えい等の事故防止のため、次の事項を遵守するなど適切な措置を講ずる。

1 災害防止計画の作成

工事に係る災害防止計画の作成及び実施に努める。

2 安全性の評価

工事に伴う振動、衝撃、地盤沈下等により周辺の施設（設備）へ与える影響について評価し、安全を確認すること。

3 安全管理対策

工事中の保安を確保するため、工事業者に教育計画を策定させ、提出させるとともに、教育実施状況を監督する。また、必要と認める場合には、直接、工事に伴う災害防止に係る教育を行う。

第6節 海上災害予防対策

1 着桟船舶からの油流出防止

- (1) 大型タンカーの荷役に際しては、オイルフェンスの展張、防除資機材の備え付けを励行するとともに監視体制を強化し、漏油事故の防止に努める。
- (2) 危険物を積載した巨大船の着桟に際しては、警戒船を配備し、接近する船舶を監視するとともに漏油の早期発見にあたる。

2 着桟船舶の火災爆発防止

- (1) 危険物荷役桟橋の管理者は、行政機関の指導を受け危険物桟橋承認基準による安全対策を策定し遵守する。
- (2) 危険物荷役作業については、作業マニュアル及び港長の指示した「危険物積載船舶安全基準」を遵守する。

第7節 航空機事故災害予防対策

防災関係機関及び特定事業者は、特別防災区域又はその上空において、航空法（昭和27年法律第231号）第81条（最低安全高度）、第83条（衝突予防等）、第85条（粗暴な操縦の禁止）、第89条（物件の投下）等に違反して飛行中の航空機を発見した場合には、直ちに電話等により進入、せん回、退出方向、推定速度、その他参考事項を大阪航空局関西空港事務所に通報し、災害の未然防止を図る。

第8節 地震災害予防対策

地震時には、設備被害（一次被害）により各種の災害（二次被害）が発生するケースが一般的であるため、第1節から第5節に記載する各種予防対策のほか特に次の事項に配慮する。

1 耐震設計

塔・貯槽等の新增設に当たっては、重要度に応じた耐震設計を行なう。なお、その他の施設についても想定地震に十分耐えうるよう設計する。

2 施設等の適正配置

施設等相互間には、各種法基準を満足する距離を確保する。また、防災活動上必要な空地、通路、道路等については、地震時においても、その機能が失われることのないよう配慮する。

3 防災設備・施設

緊急保安設備、特定防災施設、防災資機材等発災防止及び拡大防止に不可欠な設備の設置並びに保守管理に努める。計器室、消防車庫、非常対策本部室など防災活動の中心となる施設については耐震性の点検を行い、地震時においてもその機能が失われることのないよう必要な措置を講じる。

なお、平成23年（2011年）の東日本大震災を踏まえ、特定防災施設等及び防災資機材等の地震対策については、次のその発生頻度に応じ対応するとともに、応急対策についても検討し、必要な措置を講じる。

（1）被害の規模を問わず発生頻度が高い地震

特定防災施設等及び防災資機材等の機能が維持されるよう対策を講じる。ただし、応急措置により機能を直ちに回復できるのであれば、軽微な損傷の発生はさしつかえない。

＜具体的な対策例＞

- ・消火用屋外給水施設の配管の環状化による被害の局限化
- ・非常通報設備の停電対策として非常電源設備の設置
- ・構内道路の通行不能時の対策として迂回可能な通路配置の検討
- ・土のう、補修バンド等の応急措置のための資機材準備

（2）甚大な被害をもたらす発生頻度が低い地震

応急措置又は代替措置により、機能を速やかに回復することができるよう計画を策定する。

＜具体的な対策例＞

- ・消火用屋外給水施設の代替として消防車両等を用いた方策の検討

4 既存設備の耐震性向上

過去の地震等から想定される地震動や全国的な地震被害の事例を考慮し、既存設備の設計基準の確認等により弱点箇所を摘出し、設備の態様に応じた補強整備を実施する等、耐震性の向上に努めるとともに、自主点検等保守管理に努める。

特に、昭和57年（1982年）3月31日までに許可を受けて設置された高圧ガス耐震設計構造物については、国の通達（注）や耐震設計基準による評価を計画的に行い、自らの設備の耐震性能を把握し、一定程度の耐震性能を有するよう改修を行う。また、法令の規制を受けないタンクについては、自主保安対策等で耐震確認を進めているところであるが、引き続き危険物タンクや高圧ガスタンクの耐震基準等に準じて耐震確認を行うなど耐震性の向上に努める。

（注）「既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について（球形貯槽・横置円筒形貯槽）」（昭和57年4月1日付け57立局第180号）、「既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について（塔類）」（昭和58年4

月12日付け58立局第204号)及び「既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について(平底円筒形貯槽)(昭和59年11月6日付け59立局第575号)

5 地震時の行動基準の作成

地震被害は同時に多発する特徴があることから、各事業所においては地震による被害の程度、緊急性の程度等に応じた適切な対応がされるよう、予め事業所の態様及び地震の震度等に応じた行動基準を作成するとともに、定期的な見直し・訓練等を実施し、周知しておく。

- ・ 行動基準で定めておく主な事項
 - (1) 防災組織の編成と任務等に関すること
 - (2) 所内関係者への通報連絡及び収集等に関すること
 - (3) 設備の緊急点検、運転停止等運転面での処置に関すること
 - (4) 関係先への通報連絡に関すること
 - (5) 防災活動に関すること
 - (6) 地震後の安全確認に関すること
 - (7) 教育訓練に関すること
 - (8) その他、事業所の規模・態様等に応じて必要な事項

6 地盤の液状化対策

地盤沈下や液状化が発生するおそれがないかを再確認し、配管類、防油堤、防液堤、特定通路等の地盤沈下や液状化等による被害が発生するおそれのある施設については、被害を軽減するため、設備の態様に応じた液状化対策又は機能の確保対策に努める。

また、施設を建設する場合には、あらかじめ液状化判定を実施し、液状化対策が必要と判定された場合には、地盤改良やしっかりととした基礎杭の施工などの液状化対策を行うことが望ましい。なお、液状化判定に当たっては、県が作成した液状化危険度分布図を参考するとともに実情に応じて地質調査を行い確認する。

7 地震計等の設置・観測

地震による震度は、場所及び地盤の状況等により大きく異なる。各事業所においては、地震計等の設置に努め、直接、震度を把握しその結果に基づいて迅速、的確な対処をするとともに地震計と連動した装置の自動停止システムの導入にも努める。

また、より早い地震情報を取得するため、緊急地震速報専用受信端末の導入に努める。

8 地震時共同防災組織運営要領の作成

地震により、地区内の複数の事業所で同時に災害が発生し共同防災隊の出動が求められる可能性があるため、各事業所からの被害速報の把握及び共同防災隊の効率的な運用を図るために運営要領を作成し、訓練等により周知しておく。

9 緊急停止のユーティリティ(用役)の確保等

緊急時に設備を安全に停止するために、電力に加えて保安用の窒素、冷却水、加温用の蒸気などのユーティリティを必要とするプラントでは、地震時においても必要量が確保できるかを確認し、また、大規模地震時には多くのプラントが同時に緊急停止操作を行うことを念頭に二次災害を引き起こさないために最低限必要なユーティリティを融通する手段や一斉に脱圧・ブローダウン操作を行うことにより、フレアスタック(余剰ガスを焼却するための塔)の能力を超過する可能性などを検討し必要に応じ対策を講じておく。

第9節 津波災害予防対策

- 1 津波を伴う地震が発生した場合、海岸付近における工事や桟橋における入出荷作業の中止等の措置を講ずるとともに、その他所要の被災防止措置を講じておく。
- 2 次の計画等について別に定める。
 - (1) 防潮堤及び堤防の点検方針・計画
 - (2) 防潮堤及び堤防の補強等必要な施設整備等の方針・計画
 - (3) 二次災害防止のため、プラントを迅速に停止し、装置をブロック化するマニュアル
- 3 情報伝達網が寸断されることが考えられるので、衛星携帯電話などにより、最低限度の情報を伝達できる体制を整えておく。
- 4 津波到達までに従業員が安全に避難できる場所及び保安要員（津波到達までに施設の緊急停止等の保安措置する者）が事業所内で安全に退去できる場所を確保しておく。
- 5 津波を伴う地震発生時に従業員が安全に避難できるよう避難路、避難場所、保安要員の業務及び保安要員一時退避場所等に関する計画を策定しておく。
- 6 津波による浸水により危険物やコンテナ等が流出しないような措置を講じる。
- 7 津波の浮遊物による機器や配管の損傷防止設備を設置する。
- 8 津波に伴う被害を軽減し、従業員が適切に対応できるよう「地震時の行動基準」に津波対応を追加する等基準の整備を行う。
- 9 平成23年（2011年）の東日本大震災を踏まえ、特定防災施設等及び防災資機材等の津波対策については、その発生頻度に応じ対応する。
 - (1) 発生頻度が高い津波
直ちに復旧できるようにするために、浸水対策を講ずるとともに、応急措置の準備を行う。
<具体的な対策例>
 - ・消防用屋外給水施設の加圧送水設備の浸水対策
 - ・津波警報等発表時における消防車両の高台への移動方法の検討
 - ・土のうや碎石等の応急措置のための資機材準備
 - (2) 発生頻度は低いものの甚大な被害をもたらす津波（最大クラスの津波）
応急措置又は代替措置により、機能を速やかに回復することができるよう計画を策定する。
<具体的な対策例>
 - ・可搬式の非常通報設備の設置及び移動方法の検討
 - ・防災資機材等の代替資機材等の調達方法の検討
- 10 津波により電気設備が損傷し全停電になった場合に重大な災害が発生するおそれがある施設は全停電に対する対策を講じるよう努める。

第10節 高潮災害予防対策

高潮による被害は、気象台から高潮警報が発表されることにより予測されることから、浸水やその二次被害の局限化のため次の措置を講じる。

- 1 排水溝等からの逆流による浸水を防止するための逆流防止設備の設置
- 2 沿岸からの浸水を防止するため、防波堤等の嵩上げ
- 3 上記1、2によることができない場合には、浸水を防止するための土のう積み等の準備
- 4 海岸付近で工事中の場合に、直ちに中断等の措置や所要の被災防止措置を講じるためのマニュアルの整備
- 5 コンテナ等が流出するおそれがある場合は、それを固定するためのアンカー等の設置
- 6 開放型の施設から危険物等が流出しないよう内容物移送装置の設置又は蓋などの準備
- 7 二次災害防止のための装置の停止マニュアルの整備

第4章 防災施設及び防災資機材の整備・調達

防災関係機関及び関係事業所は、災害発生の防止及び災害が発生した場合に迅速、かつ有効な防災活動を実施するため、防災施設・化学消防車・消火薬剤・オイルフェンス等の防災資機材の整備を図るとともに、南海トラフ地震による津波の到達等に備え、施設や資機材の整備について緊急性を考慮し計画的に実施する。

第1節 行政機関

1 共通事項（行政機関が共通して取り組む事項）

- (1) 情報伝達のための通信網の確保
- (2) 地震、津波に必要な応急資機材の確保、点検
- (3) 必要な協力を得るための協定の締結
- (4) 耐震強化岸壁の整備
- (5) 海岸保全施設の補強や整備
- (6) 現地本部の開設に必要な資機材・車両等の確保
- (7) 避難路の整備
- (8) 緩衝緑地等の整備

2 岡山県

- (1) 災害時における応急対策の実効を図るため、岡山県防災資機材センターにおける防災資機材の整備に努める。
- (2) 市の要請に基づき防災資機材の調達斡旋を行う。
- (3) 他県との広域相互応援体制の整備に努める。
- (4) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づく津波浸水想定、津波災害警戒区域の設定等を行う。

3 倉敷市

- (1) 消防力の整備指針に基づき整備に努めるとともに関係事業所の防災施設及び防災資機材の整備を指導し、常にその整備状況を把握する。
- (2) 防災資機材の緊急調達のため、近隣コンビナート地区市町村との相互応援体制の確立に努める。
- (3) 地震等大規模災害に対処するため相互応援体制の整備に努める。

4 水島海上保安部

防災資機材を整備するとともに災対協及び船舶関係者に対し整備を指導し、常にその整備状況を把握する。

5 各行政機関は、特定事業所と連携して防災相互信用無線局の適切な運用並びに整備充実に努める。

〈資料11 応援可能（移動可能）な化学消火薬剤の備蓄状況〉

第2節 関係事業所

関係事業所は、次により防災施設及び防災資機材の整備を図るものとする。

- 1 特定事業所は、必要な防災施設及び防災資機材の整備に努める。
- 2 その他事業所は、特定事業所と協力して防災資機材の整備に努める。
- 3 防災資機材は、地区の状況に応じた適正配置とし、集中保管を行う。
- 4 特定事業所は、異常現象等の通報及び防災活動の円滑化を図るため、行政機関と連携して防災相互通信無線局を整備する。
- 5 防災関係団体は、防災資機材等の緊急調達のため協定などにより近隣コンビナート地区事業所及び他地区の協議会との相互応援体制を確立する。

〈資料 13 水島地区防災相互無線局一覧表〉

〈資料 15 防災相互無線運用要領〉

第5章 防災教育訓練

第1節 防災教育

1 関係事業所による教育

関係事業所は従業員等に対する防災教育の重要性を十分認識し、積極的に教育時間を確保する。実施に当たっては、教育対象者別に教育内容、実施方法のほか、評価及び記録の活用等を盛り込んだ実施計画を作成して、その推進を図る。

また、協力会社（下請企業・外注業者等）の従業員に対する防災教育の重要性についても自社従業員の教育と同様に認識し、実施計画の作成指導及び実施についての監督あるいは直接実施するなど徹底して実施する。

なお、発災時において、公設消防機関等を誘導し、防災上必要な技術面の助言等を行う消防指導員及び自衛消防隊の指揮者に対しても、それぞれの職務に関して重点的に教育を行う。

（教育内容）

- (1) 危険物等の特性及びその取扱い方法等の一般基礎知識
- (2) プラントに関する各種操作基準の安全知識
- (3) 運転実務に関する異常の監視とその具体的対処法の安全技術知識
- (4) ヒューマンエラーによる事故防止及びミスオペレーション防止のための安全就労
- (5) 制御方法を変更（コンピューター制御の導入等）するときの機能等（シミュレーター等を活用）
- (6) 事業所の実態に応じた防災及び消火方法等
- (7) 地震・津波対策
 - ・南海トラフを震源とする地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ・地震・津波に関する一般的知識
 - ・地震が発生した場合にとる救助活動、初期活動及び自動車運行の自粛等防災上具体的にとるべき行動に関する知識
 - ・正確な情報収集の方法
 - ・各地区の避難地及び避難路に関する知識
 - ・地震防災対策として現在講じられている対策（施設毎の耐震性能等）に関する知識
 - ・従業員が果たすべき役割に関する知識
- (8) 台風や高潮のメカニズム等に係る気象学に関する知識
- (9) 武力攻撃災害対策

2 行政機関による教育

県は消防学校等において、自衛防災組織の防災要員等に対して防災教育を行うよう努める。
その他の防災行政機関も関係事業所の従業員等に対して防災教育を行うよう努める。

3 防災協による教育

防災協は、関係行政機関と密接な連携・協力のもと、事故事例検討会や防災講習会等必要な教育に努める。

第2節 防災訓練

第1 関係事業所の訓練

関係事業所は、発災時の防災活動を迅速かつ的確に実施するため、岡山県石油コンビナート防災アセスメント結果による優先順位の高い災害を考慮し、事業所及び設備の様に応じた訓練計画を作成して実施する。

なお、訓練は、火災、爆発、流出油、毒性ガス等漏洩、地震など予想される災害について十分なケース・スタディを行い、訓練種目を設定し、図上又は実地により実施する。

1 訓練の区分

- (1) 職場別訓練
- (2) 事業所全体訓練
- (3) 津波避難訓練

2 主な訓練内容

- (1) 通報連絡訓練
- (2) 非常呼集訓練
- (3) 避難・救助訓練
- (4) 火災・流出油等災害防御訓練
- (5) その他設備の様に応じた応急対策訓練

第2 合同訓練

関係事業所は関連事業所又は共同防災組織、公設消防機関と合同して図上訓練又は実地訓練を実施する。

・ 主な訓練内容

- (1) 通報連絡訓練
- (2) 非常呼集訓練
- (3) 避難・救助訓練
- (4) 火災・流出油等災害防御訓練
- (5) 関係機関の連絡指揮訓練
- (6) その他

第3 総合防災訓練

関係事業所、共同防災組織及び防災関係機関は一体となって、火災・爆発、毒性ガス、流出油、海上火災、地震・津波災害等の大規模災害を想定し、迅速な住民避難ができるように関係機関等の情報伝達訓練を含め必要な訓練内容を設定し、図上訓練又は実地訓練を実施する。

特に、複合災害を想定する場合は、防災対応力の検討を行う。

・ 主な訓練内容

- (1) 通報連絡訓練
- (2) 広報・避難訓練
- (3) 防災機関の集結・指揮・連絡訓練
- (4) 救出・救助・救護訓練

- (5) 火災・流出油等災害防御訓練
- (6) 津波避難訓練
- (7) 武力攻撃災害対策訓練
- (8) その他

第4 大容量泡放射システムを用いた総合防災訓練

特定事業所、県及び市等の防災関係機関が連携を保ちながら、34m以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンク全面火災を想定して、必要な訓練内容を設定し、図上訓練又は実地訓練を実施する。

また、訓練に当たっては、大容量泡放射システムの配備・運用には広域的な防災対策が必要となることが想定されるため、実効性についても検討する。

- ・ 主な訓練内容
 - (1) 通報連絡訓練
 - (2) 総合調整訓練
 - (3) 災害防御及び拡大防止訓練
 - (4) その他必要な訓練

第5 訓練実施頻度

訓練区分	実施頻度
職場別訓練（隣接職場との合同訓練を含む。）	1回/月・職場 以上
事業所全体訓練	2回/年・事業所 以上
津波避難訓練	1回/年・事業所 以上
合同訓練	1回/年・事業所 以上
総合防災訓練	1回/年 以上 (大容量泡放射システムを用いた総合防災訓練を実施した年は除く。)
大容量泡放射システムを用いた総合防災訓練	適宜

第6章 事業継続計画

事業所は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。

このため、県及び倉敷市は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴つて増大することになる事業継続計画策定支援等の高度なニーズにも適確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

第7章 調査研究

第1節 実態調査

防災本部は、有効な防災対策を講ずるため防災関係機関の協力を得て、水島臨海地区における実態を常に把握するものとする。

- 1 危険物、高圧ガス及び毒物劇物等の貯蔵・取扱量
- 2 関係事業所の自衛消防力、防災資機材の整備状況
- 3 防災資機材の緊急調達方法及び調達に要する時間
- 4 その他災害対策上必要な事項

第2節 専門員等による調査研究

防災本部は、専門員及び防災関係機関等により次の事項について調査研究を行い災害の防止に資するものとする。

- 1 コンビナート災害の防御に関する調査研究
- 2 コンビナート災害事例の調査研究
- 3 その他コンビナート災害予防対策上必要な事項

第4編 災害応急対策計画

第1章 防災組織計画

第1節 防災組織

コンビナート法に基づき、県に防災本部を設置する。防災本部の組織及び所掌事務は次のとおりとする。

- 〈条例等1 岡山県石油コンビナート等防災本部条例〉
〈条例等2 岡山県石油コンビナート等防災本部運営要綱〉

1 組織

- (1) 本部長 岡山県知事
(2) 本部長代理 岡山県副知事
(3) 本部員・幹事及び専門員

区分	本部員	幹事
1号	中国四国管区警察局長	中国四国管区警察局 災害対策官
〃	中国四国産業保安監督部長	中国四国産業保安監督部 保安課長
〃	水島海上保安部長	水島海上保安部 警備救難課長
〃	岡山労働局長	岡山労働局 健康安全課長
〃	中国地方整備局長	岡山河川事務所長
〃		岡山国道事務所長
〃		宇野港湾事務所長
2号	陸上自衛隊第13特科隊長	陸上自衛隊第13特科隊 第3科長
3号	岡山県警察本部長	岡山県警察本部 警備課長
4号	岡山県副知事	
〃	〃 危機管理監	岡山県危機管理課長
〃		〃 消防保安課長
〃		〃 公聴広報課長
〃		〃 総務学事課長
〃		〃 人事課長
〃		〃 財政課長
〃		〃 財産活用課長
〃		〃 県民生活交通課長
〃		〃 環境企画課長
〃		〃 保健医療課長
〃		〃 福祉企画課長
〃		〃 産業企画課長
〃		〃 農政企画課長
〃		〃 監理課長

区分	本 部 員	幹 事
4号		岡山県用度課長
"	岡山県公営企業管理者	" 企業局施設課長
"	" 備中県民局長	" 備中県民局次長（地域防災監）
"	" 備中保健所長	" " 健康福祉部長
"		" " 農林水産事業部長
"		" " 建設部長
"	" 備中県民局水島港湾事務所長	" " 水島港湾事務所 次長
5号	倉敷市長	倉敷市 防災危機管理室長
"	笠岡市長	笠岡市 危機管理部長
7号	倉敷市消防局長	倉敷市消防局 警防課長・危険物保安課長
"	笠岡地区消防組合消防本部消防長	笠岡地区消防組合消防本部 予防課長
8号	水島コンビナート地区保安防災協議会会长	会長会社保安防災担当部（課）長
"		水島コンビナート地区保安防災協議会 (高压ガス部会長) 保安防災担当部（課）長
"		" (安全衛生部会長) 保安防災担当部（課）長
"		" (消 防 部 会 長) 保安防災担当部（課）長
"		" (共同防災部会長) 保安防災担当部（課）長
"	JFEスチール株式会社西日本製鉄所（福山地区）所長	JFEスチール株式会社西日本製鉄所（福山地区）環境・防災部長
9号	岡山地方気象台長	岡山地方気象台 防災管理官
"	玉野海上保安部長	玉野海上保安部 警備救難課長
"	岡山県教育委員会教育長	岡山県教育庁 教育政策課長
"	日本赤十字社岡山県支部事務局長	日本赤十字社岡山県支部 事業推進課長
"	公益社団法人倉敷市連合医師会副会長	公益社団法人倉敷市連合医師会 担当理事
"	一般社団法人笠岡医師会理事	一般社団法人笠岡医師会 会長
"	日本放送協会岡山放送局長	日本放送協会岡山放送局 コンテンツセンター（放送）チーフ・リード
"	RSK山陽放送株式会社代表取締役社長	RSK山陽放送株式会社 報道部長
"	岡山放送株式会社社長	岡山放送株式会社 専任局長兼報道部長
"	テレビせとうち株式会社代表取締役社長	テレビせとうち株式会社 報道制作局長
"	西日本電信電話株式会社岡山支店長	西日本電信電話株式会社岡山支店 設備部長
"	水島港湾災害対策協議会会长	水島港湾災害対策協議会会长会社 保安防災担当部（課）長
"	倉敷市副市长	倉敷市防災危機管理室 参事
"	倉敷市危機管理監	" 危機管理課長
"	公益社団法人岡山県看護協会会長	公益社団法人岡山県看護協会 専務理事

専 門 員	岡山大学 名誉教授・特任教授	鈴木 和彦
	岡山大学名誉教授	西垣 誠
	岡山大学学術研究院 環境生命自然科学学域 教授	小野 努

※令和6年3月現在

(4) 部会

火災・爆発対策部会
有害ガス対策部会
流出油対策部会
救急・医療対策部会
交通・避難対策部会

〈条例等3 部会構成員名簿〉

〈条例等4 部会運営要領〉

2 所掌事務

- (1) 岡山県石油コンビナート等防災計画を作成し、及びその実施を推進する。
- (2) 県下の特別防災区域に係る防災に関する調査研究を推進する。
- (3) 県下の特別防災区域に係る防災に関する情報を収集し、これを関係者に伝達する。
- (4) 県下の特別防災区域に係る災害が発生した場合において、県、関係特定地方行政機関、関係市町村、
関係公共機関、県内の公共的団体及び県下の特別防災区域に所在する関係事業所その他特別防災区域
の防災上重要な施設の管理者が岡山県石油コンビナート等防災計画（水島臨海地区）及び福山・笠岡
地区石油コンビナート等防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整を行
う。
また、必要に応じて、現地調整連絡員を派遣し、災害発生の現地における情報収集及び関係機関との
調整を行う。
- (5) 現地本部に対して、災害応急対策の実施に関し必要な指示を行う。
- (6) 県下の特別防災区域に係る災害が発生した場合において、関係特定地方行政機関を除く国の行政機
関及び他の都道府県との連絡を行う。
- (7) その他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施を推進する。

第2節 防災本部の活動体制

第1 活動組織等

1 一般的な活動

- (1) 防災本部長は、各防災体制に応じ、本部運営に従事する職員（原則として岡山県知事直轄職員）を配置する。
- (2) 防災本部長は防災本部の業務を実施するため必要に応じ防災本部員を招集する。
- (3) 防災本部の業務の円滑な運営を図るため必要に応じて「本部室」及び「現地本部」を設置する。

2 地震時の初期活動

- (1) 県南部において震度4以上を観測する地震が発生した時は、直ちに被害情報の収集及び伝達に当たる。

なお、地震発生が勤務時間外の場合には地震情報（テレビ、ラジオ等）により緊急初動班員が、勤務課所に自主収集し、別に定める「岡山県緊急初動班活動マニュアル」により活動を開始する。

※県南部：岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気郡和気町、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町、加賀郡吉備中央町

- (2) 南海トラフ地震又は当該地震と判断されうる規模の地震及び県南部において震度5強以上を観測する地震が発生した時は、岡山県災害対策本部室の設置場所に併せて「本部室」及び必要に応じて「現地本部」を設置する。

- (3) 地震により事故、災害が発生した場合の活動は一般的な活動によるものとする。

第2 本部室

1 構成

本部室は、岡山県（知事直轄）職員、本部連絡員及び関係機関より派遣された情報連絡員で構成する。

2 業務

- (1) 防災本部の運営に関すること
- (2) 情報の収集とりまとめ及び伝達に関すること
- (3) 現地本部との連絡調整に関すること
- (4) 国及び他県に対する連絡に関すること
- (5) 自衛隊災害派遣要請に関すること
- (6) その他防災本部長（知事）が必要と認める事項

3 情報連絡員の配置

本部室が設置された場合において、防災本部長は必要に応じ関係機関に情報連絡員の派遣を要請し必要な業務に当たらせる。

4 代替本部室

地震等により庁舎が損壊等の被害を受け、本部機能に支障が生じたときは、次の点を考慮して代替本部室を確保するものとする。

- (1) 耐震性を有し、本部要員の収容能力があり、長期使用が可能な施設であること
- (2) 防災相互無線等の通信手段及び非常電源の確保が図れること
- (3) 水島コンビナート地区画像伝送システムの確保が図れること

第3節 防災組織配備基準

第1 防災体制の種類と基準

水島臨海地区に係る異常現象が発生した場合、又は予測される場合において、防災活動を推進するため採るべき体制は、第1次防災体制、第2次防災体制及び総合防災体制（現地本部設置）とし、次の基準によるものとする。

[採るべき体制の時期および内容]

種 別	時 期	内 容
第 1 次 防災体制	発災事業所等からの通報により緊急の防災活動が必要なとき (陸上の場合) 倉敷市消防局長が必要と認めたとき	(陸上の場合) 発災事業所（発災事業所地区共同防災組織を含む）と、石油コンビナート出動計画に基づき所轄消防署等において対応する。 (海上の場合) 発災事業所等と海上保安部において対応する。 (陸上・海上複合の場合) 上記の必要関係機関の協力により対応する。
第 2 次 防災体制	(1) 発災事業所等からの通報により緊急の防災活動が必要なとき (2) 第1次防災体制により出動した現場指揮者から体制移行の要請があったとき	(陸上の場合) 第1次防災体制に加えて隣接消防署・発災事業所他地区共同防災組織及び防災協加盟会社の応援を得て対応する。 ただし、直径3.4m以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクの全面火災発生時には、発災事業所が瀬戸内地区広域共同防災協議会の応援を得て対応する。 (海上の場合) 第1次防災体制に加えて県水島港湾事務所、倉敷市消防局、災対協加盟会社の応援を得て対応する。 (陸上・海上複合の場合) 上記の必要関係機関の協力により対応する。
総 合 防災体制	第2次防災体制によっても対応できない重大な災害に対して防災関係機関による緊急かつ統一的な防災活動を行うため、第2次防災体制により出動した現場指揮者から体制移行の要請があったとき、現地本部を設置して対処する。	

第2 配備の基準

1 防災体制別・災害種類別の配備機関の一般的基準

体 制	災 害 種 別	配備機関の一般的基準	備 考
第 1 次 防災体制	火 災 ・ 爆 発	岡山労働局 ※水島海上保安部 岡山県（知事直轄、総合政策局、環境文化部、保健医療部、備中県民局、備中保健所） 岡山県警察 倉敷市（総務局、消防局） 防災協	一般的基準のほか事故等の状況に応じ必要と認める機関については、所属機関の長の判断により配備につく。
	有 害 ガス漏洩	岡山労働局 ※水島海上保安部 岡山県（知事直轄、総合政策局、環境文化部、保健医療部、備中県民局、備中保健所） 岡山県警察 倉敷市（総務局、消防局、環境リサイクル局） 防災協	
	流 出 油	岡山労働局 水島海上保安部 岡山県（知事直轄、総合政策局、環境文化部、保健医療部、農林水産部、土木部、備中県民局、備中保健所、水島港湾事務所） 岡山県警察 倉敷市（総務局、建設局、消防局） 防災協	※保健医療部及び備中保健所は毒劇物の場合
第 2 次 防災体制	火 災 ・ 爆 発	岡山労働局 ※水島海上保安部 岡山県（知事直轄、総合政策局、総務部、県民生活部、環境文化部、保健医療部、産業労働部、出納局、企業局、教育庁、備中県民局、備中保健所） 岡山県警察 倉敷市（総務局、消防局） 防災協 ※災対協	一般的基準のほか災害の状況に応じ必要と認める機関に対しては、防災本部から配備要請を行う。 ただし、瀬戸内地区広域共同防災協議会に対する配備の要請は発災事業所において行う。
	有 害 ガス漏洩	岡山労働局 ※水島海上保安部 岡山県（知事直轄、総合政策局、総務部、県民生活部、環境文化部、保健医療部、産業労働部、出納局、企業局、教育庁、備中県民局、備中保健所） 岡山県警察 倉敷市（総務局、消防局、環境リサイクル局） 防災協	
	流 出 油	岡山労働局 水島海上保安部 岡山県（知事直轄、総合政策局、総務部、県民生活部、環境文化部、保健医療部、子ども・福祉部、産業労働部、農林水産部、土木部、出納局、企業局、教育庁、備中県民局、備中保健所、水島港湾事務所） 岡山県警察 倉敷市（総務局、文化産業局、建設局、消防局、環境リサイクル局） 災対協 防災協	※保健医療部及び備中保健所は毒劇物の場合
総 合 防災体制	す べ て の 災 害	関係機関の総力をあげて対処する。 (現地本部設置)	

※けい留中の船舶又は港湾施設等に係る場合

2 防災関係機関の配備の基準

各防災関係機関の長は、災害の種別ごとに第1次防災体制、第2次防災体制及び総合防災体制の3段階の配備人員等を定めておくものとする。

3 災害応急措置の基準

第3章災害別応急対策計画の各節に定めるところによる。

第3 自衛防災組織の防災活動等の基準

1 基本的考え方

特定事業者は異常現象が発生し、又は発生するおそれがある場合に統一的な防災活動を迅速かつ的確に実施し、災害の未然防止又はその拡大防止を図るため、特定事業所の防災規程において、自衛防災組織の編成、防災活動等に関する基準を定めている。

なお、その他事業所においても、特定事業所に準じることとする。

2 編 成

- (1) 防災管理者は、事業所においてその事業の実施を統括管理する者で、所長又は工場長とする。
- (2) 副防災管理者（第一種事業所のみ）は、事業所の全装置の運転停止等を指示できる者とし、複数を選任するとともに代行順位を定めておくこととする。
- (3) 防災要員は、防災資機材等を活用し、直ちに十分な防災活動を実施し得る者とし、万一に備えて補充要員を確保しておくこととする。

3 防災活動

防災活動を迅速かつ適確に実施するため、原則として次のとおり活動班を編成し、それぞれ活動を分担する。

- (1) 通 報 班
 - ア 第2章第2節第1の災害発生通報
 - (ア) 倉敷市消防局（水島海上保安部）への通報
 - (イ) 事業所内組織への通報
 - イ 災害情報の収集及び防災関係機関への通報伝達
- (2) 緊急措置班
 - ア 運転の緊急停止等の応急措置
 - イ 初期消火活動等
- (3) 防 御 班
 - ア 消火延焼防止活動
 - イ 流出油等の防除活動
 - ウ その他災害の拡大防止及び再発防止の措置
- (4) 消防指導班
 - ア 公設及び応援消防隊の誘導
 - イ 消防活動等に対する技術的事項についての助言等
- (5) 救 助 班
 - ア 傷病者の救出、救助及び搬送
 - イ 衛生材料、医薬品の調達
- (6) 広 報 班
 - ア 地域住民等に対する広報

イ 地域住民等の避難誘導

(7) 総合指揮班

ア 防災活動全般にわたる各班間の調整指示等

イ 防災本部、現地本部及び消防現地本部等との連絡及び指示等の各班への伝達

ウ 防災資機材の補給及び機器・車両等の調達

4 防災教育訓練

第3編第5章「防災教育訓練」に定めるところによるほか、班ごとに実施責任者を定めておくものとし、実施責任者は、実施記録を作成し、その活用を図るとともに定期的に防災管理者に報告するものとする。

5 防災施設及び防災資機材等

防災管理者は、防災施設・設備及び防災資機材について整備計画を作成し、防災要員に整備点検を行わせるものとする。

なお、点検は、チェックリスト等を活用して行い、その結果を定期的に防災管理者に報告する。

6 防災資料

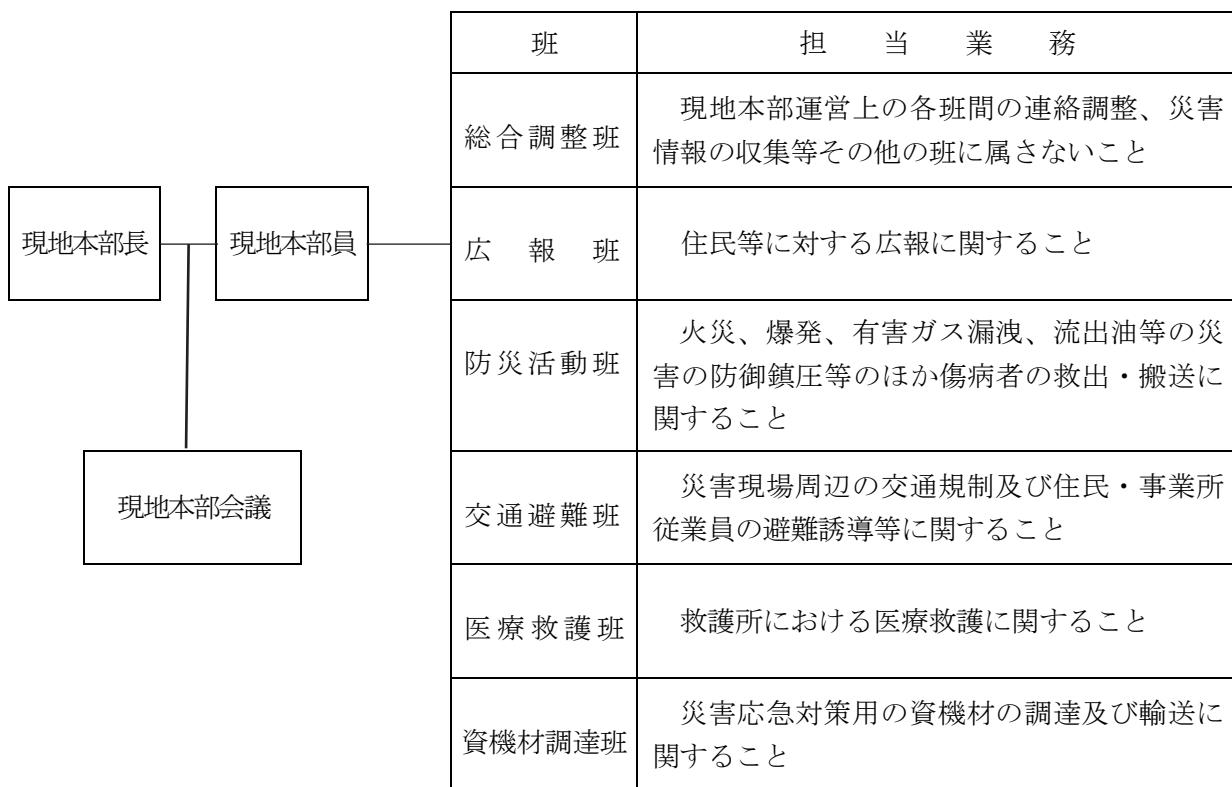
主要な施設又は設備を明示した書類又は図書を整備し、その活用を図るものとする。

第4節 現地本部の設置

水島臨海地区に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に統一的な防災活動を実施する必要があるときは、総合防災体制として現地本部を設置するものとする。

第1 現地本部の組織

1 現地本部の組織及び担当業務



2 現地本部の構成

現地本部は、現地本部長、現地本部員をもって構成し、現地本部の有効かつ円滑なる運営を図るためそれぞれ所属の職員を置く。

- (1) 防災本部長は、次の本部員のうちから現地本部長及び現地本部員をその都度指名する。
(岡山県) 副知事、危機管理監、備中県民局長、水島港湾事務所長、備中保健所長
(倉敷市) 市長、副市長、総務局危機管理監、消防局長
岡山県警察本部長、水島海上保安部長、岡山労働局長、陸上自衛隊第13特科隊長、中国四国産業保安監督部長、中国地方整備局長、倉敷市連合医師会副会長、日本赤十字社岡山県支部副支部長、水島コンビナート地区保安防災協議会会长、水島港湾災害対策協議会会长
- (2) 現地本部長は、現地本部員所属班を代表する班長を指名する。
- (3) 班長は、班業務にかかる連絡調整の総括を行う。
- (4) 現地本部員は、次の災害態様別の現地本部員所属班において互に緊密な連携のもとに、所掌事務を処理し、総合的な災害応急対策の実効を期するよう努める。
- (5) 現地本部員にやむを得ない事情が生じた場合は代理を認める。
- (6) 現地本部の庶務は岡山県消防保安課が行う。

災害態様別の現地本部員所属班

班 災害態様	総合調整班	広報班	防災活動班	交通避難班	医療救護班	資機材 調達班	その他
火災・爆発	県危機管理監 備中県民局長 市長 市総務局 危機管理監 中国四国産業 保安監督部長 岡山労働局長	県警察本部長 市消防局長 市総務局 危機管理監 防災協会会长 ※水島海上保安部長 ※災対協会会长	市消防局長 防災協会会长 市総務局 危機管理監 ※水島海上保安部長 安部長 ※災対協会会长	県警察本部長 市総務局 危機管理監 ※水島海上保安部長 安部長 ※災対協会会长	備中県民局長 備中保健所長 市消防局長 防災協会会长 倉敷市連合医師会副会長 日赤県支部副支部長	県危機管理監 備中県民局長 市消防局長 防災協会会长	陸上自衛隊第13特科隊長
毒性ガス漏洩	上記のとおり	上記のとおり	上記のとおり	上記のとおり	上記のとおり	上記のとおり	上記のとおり
流出油	県危機管理監 備中県民局長 市長 市総務局 危機管理監 中国四国産業 保安監督部長 水島海上保安部長 中国地方整備局長	上記のとおり	水島海上保安部長 水島港湾事務所長 災対協会会长 市消防局長 防災協会会长	県警察本部長 水島海上保安部長 災対協会会长 市消防局長 防災協会会长	上記のとおり	県危機管理監 備中県民局長 市消防局長 水島海上保安部長 災対協会会长	

※けい留中の船舶及び港湾施設に係る場合。

各班別所掌事務

班	機 関 名	所 掌 事 務
総合調整班	中国四国産業保安監督部	
	岡山労働局	
	水島海上保安部	
	中国地方整備局	
	知事直轄	1 現地本部会議に関すること
	県 環境文化部 ※	2 本部長の命令伝達、各班との連絡調整に関すること
	保健医療部 ※	3 災害情報及び被害状況のとりまとめに関すること
	市 備中県民局	4 国の関係機関との連絡調整に関すること
	市 総務局 保健福祉局	5 自衛隊災害派遣要請に係る助言に関すること 6 防災本部への情報提供及び報告に関すること
広報班	水島海上保安部	水島港湾内及び周辺の船舶並びに住民に対する広報に関すること
	県警察	パトカー等による周辺住民に対する広報に関すること
	市 市長公室	
	市 総務局	市広報車等による周辺住民に対する広報に関すること
	消防局	
防災活動班	防災協	倉敷市消防局又は県警察本部の指示による周辺住民に対する広報に関すること
	災対協	水島海上保安部の指示による水島港内における広報に関すること
	水島海上保安部	1 海上に係る火災・爆発・有害ガス漏洩、流出油等に対する防御・防除活動に関すること 2 傷病者の救出、救助に関すること 3 災対協応援隊に対する調整に関すること
防災活動班	県 水島港湾事務所	流出油等に対する防除活動に関すること
	農林水産部 ※	所管に係る災害対策に関すること
	市 倉敷市消防局	1 火災、爆発、有害ガス漏洩、流出油等に対する防御、鎮圧活動に関すること 2 傷病者の救出、搬送に関すること 3 防災協応援隊に対する指示に関すること
	防災協	1 防災協応援隊のとりまとめに関すること 2 倉敷市消防局の指示する事項の遂行に関すること
	災対協	1 災対協応援隊のとりまとめに関すること 2 水島海上保安部の指示する事項の遂行に関すること

班	機 関 名	所 掌 事 務	
交通避難班	水島海上保安部	水島港内及び周辺の船舶に対する避難行動の指示等に関すること	
	県警察	1 災害時における交通規制等に関すること 2 倉敷市消防局の要請又は独自の判断による周辺住民に対する避難指示及び誘導に関すること	
	市 総務局	1 避難指示の総括に関すること 2 避難所の開設に関すること 3 周辺住民等の避難時における輸送に関すること	
		1 周辺住民等に対する避難指示及び誘導に関すること 2 避難指示の決定時における県警察本部、防災協に対する要請に関すること	
	防災協	倉敷市消防局、県警察の指示による避難誘導等の補助に関すること	
	災対協	水島海上保安部の指示による避難誘導等の補助に関すること	
医療救護班	県 保健医療部 (1、2、3 関係) ※ 子ども・福祉部 (4 関係) ※	1 救護班の総括及び活動の指示に関すること 2 保健所救護班に対する指示に関すること 3 衛生材料、医薬品の調達に関すること 4 災害救助法が適用された場合の災害救助事務指導に関すること	
		備中県民局	
	備中保健所	1 救護班による医療救護活動に関すること 2 保健衛生に関すること	
	市 保健福祉局	1 救護班の総括及び活動の指示に関すること 2 市救護班による医療救護活動に関すること 3 衛生材料、医薬品の調達に関すること 4 救護物資の調達、供給に関すること	
		日赤岡山県支部	
	岡山県医師会	救護班による医療救護活動に関すること	
	災害拠点病院	救護班による医療救護活動に関すること	
	倉敷市連合医師会	救護班による医療救護活動に関すること	
資機材調達班	水島海上保安部	1 防災資機材の調達及び斡旋に関すること 2 応急救公用資材等の調達及び斡旋に関すること 3 輸送に関すること	
	県 知事直轄 産業労働部 ※ 土木部 ※		
	備中県民局		
	市 建設局 消防局		
	防災協		
	災対協		

※ 本庁での支援・連絡調整を行うこと。

第2 現地本部の業務

- 1 災害情報の収集及び伝達に関すること
- 2 防災関係機関等が石油コンビナート等防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整に関すること
- 3 その他防災本部長の指示する事項の実施に関すること

第3 現地本部会議

- 1 現地本部長は、現地本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要に応じて現地本部会議を招集する。
- 2 現地本部会議は、現地本部長及び現地本部員をもって構成する。ただし、やむを得ない事情により出席できないときは代理出席を認める。

第4 現地本部の設置及び廃止の基準

- 1 現地本部設置の基準
 - (1) 防災本部長が第2次防災体制では対応できず緊急に統一的な防災活動を実施する必要があると認めるとき
 - (2) 本部員から要請があり、防災本部長が適当と認めるとき
- 2 現地本部廃止の基準
現地本部廃止の基準は、次のとおりとし、防災本部長と現地本部長との協議により決定する。
 - (1) 当該災害に係る応急対策がおおむね完了したと認めるとき
 - (2) 予想された災害の危険が解消されたと認められるとき

第5 現地本部の設置場所

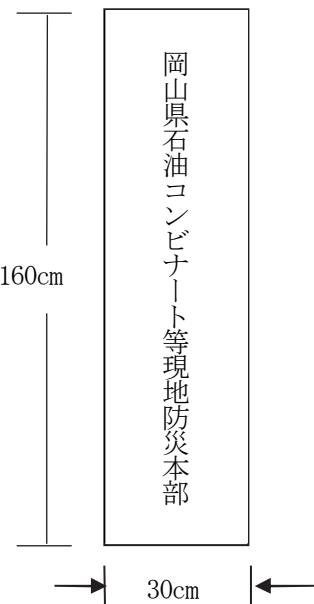
現地本部は、倉敷市消防局または、コンビナート各地区を管轄する消防署あるいは水島港湾事務所など事故現場に近い適当な場所に設置する。

第6 標識

現地本部を設置した場合、次の標識等を使用して標示するものとし、あらかじめ標示板は岡山県水島港湾事務所に、腕章は防災本部事務局に配備しておくものとする。

1 標示板

現地本部の標示板は右図のとおり



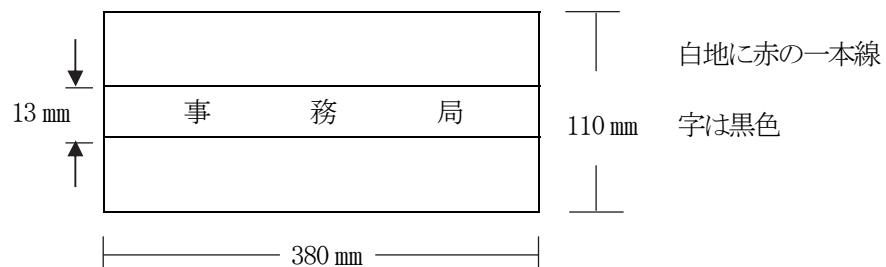
2 腕章

(1) 防災本部長及び防災本部事務局員が現地本部等に出向くときは次図の腕章を着用するものとする。

イ 防災本部長

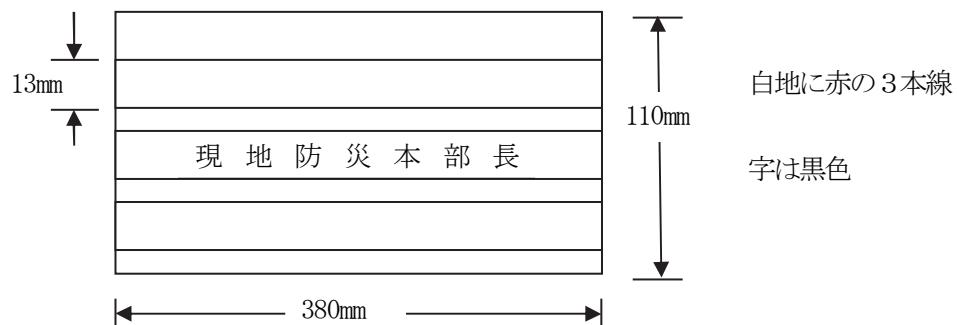


ロ 事務局員

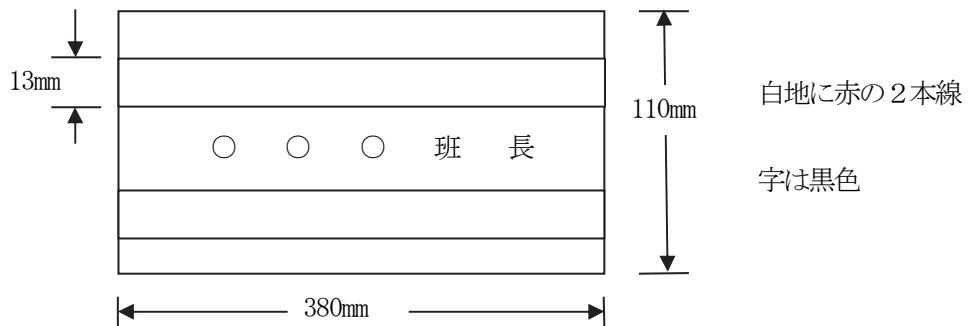


(2) 現地本部長、現地本部員が現地本部等において防災活動に従事するときは、次図の腕章を着用するものとする。

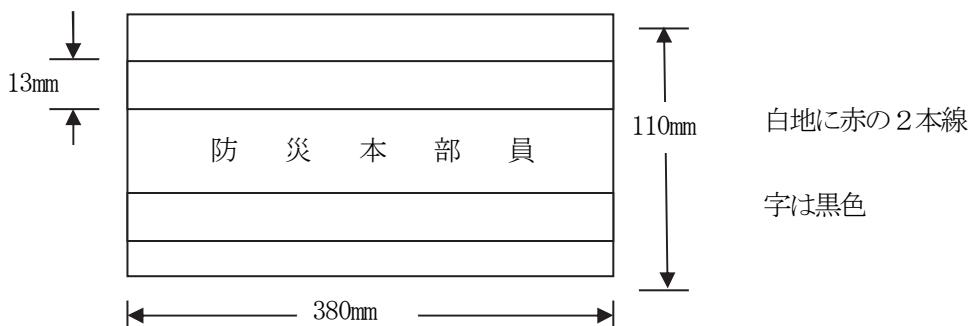
イ 現地本部長



ロ 現地本部員（班長）



ハ 現地本部員（一般）



第2章 災害情報計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災対策の適切な実施を図るため、迅速かつ的確な情報伝達並びに広報について定める。

第1節 通信連絡計画

第1 指定電話及び連絡責任者の報告

防災本部所属機関は、機関相互の通信連絡の迅速、確実を期するため、指定電話及び連絡責任者を定め、防災本部に報告するとともに報告事項に変更があった場合はすみやかに修正報告をするものとする。

防災本部は、報告に基づき名簿を作成（又は修正）し関係機関に送付する。

機 関 名	指 定 電 話 宿日直等電話	正 連 絡 責 任 者			副 連 絡 責 任 者		
		職名	氏 名	自宅電話番号	職名	氏 名	自宅電話番号

第2 通信手段の確保

1 通信設備の整備

異常現象発生時における通信連絡は、有線電話・無線電話等のうち最も迅速かつ的確な方法で実施することとする。関係機関は、それぞれの通信設備の耐震化、通信網の多ルート化、無線、災害時優先電話等を活用したバックアップ対策を講じ、通信手段の整備及び拡充を図る。

さらに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加するほか、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所等への設置を図ること。

2 応急架設電話の利用

現地本部の設置、その他応急措置の実施に必要があると認めるとき、県（知事直轄）は、西日本電信電話株式会社岡山支店に対し、臨時電話回線の設置を依頼する。

第3 通信連絡系統及び連絡窓口

異常現象にかかる通信連絡系統は、第2節災害発生通報伝達計画に定める通報伝達系統図による。

また、関係機関連絡窓口については別に定める「防災関係機関災害関係非常連絡要領」による。

第2節 災害発生通報伝達計画

第1 災害発生通報

1 通報責任者

発災事業所（けい留中の船舶を含む。）において事業の実施を統括管理する者とする。
なお、関係事業所は、防災規程等により所内の緊急通報体制を確立する。

2 通報すべき事象

3に掲げる異常現象は事象の如何に関わらずすべて通報する。
なお、異常現象に該当するか否か判断に迷うものについても通報すること。

3 異常現象

(1) 出 火

人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果があるものの利用を必要とするもの

(2) 爆 発

化学的変化又は物理的変化により発生した爆発現象で、施設、設備等の破損が伴うもの

(3) 漏 液

危険物、指定可燃物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物その他有害な物質の漏洩

ただし、次に掲げる少量（液体の危険物及び可燃性液体類にあっては数リットル程度）の漏洩で、漏洩範囲が当該事業所内に留まり、泡散布、散水等の保安上の措置（回収及び除去を除く。）を必要としない程度のものを除く。

① 施設又は設備（以下「施設等」という。）に係る温度、圧力、流量等の異常な状態に対し、正常状態への復帰のために行う施設等の正常な作動又は操作によるもの

② 発見時に漏洩箇所が特定されたものであって、既に漏洩が停止しているもの又は施設等の正常な作動若しくは操作若しくはバンド巻き、補修材等による軽微な応急措置（以下「軽微な応急措置」という。）により漏洩が直ちに停止したもの

(4) 破 損

製造、貯蔵、入出荷、用役等の用に供する施設若しくは設備又はこれらに附属する設備（以下「製造等施設設備」という。）の破壊、破裂、損傷等の破損であって、製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持、継続に支障を生じ、出火、爆発、漏洩等を防止するため、直ちに使用停止等緊急の措置を必要とするもの

ただし、製造等施設設備の正常な作動又は操作若しくは軽微な応急措置により直ちに、出火、爆発、漏洩の発生のおそれがなくなったものを除く。

(5) 暴走反応等

製造等施設設備に係る温度、圧力、流量等の異常状態で通常の制御装置の作動又は操作によっても制御不能なもの、地盤の液状化等であって、上記（1）から（4）までに掲げる現象の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするもの

4 通報先及び通報内容

（1）通報責任者のほか、前項の異常現象を発見した者又はその通報を受けた者は、直ちに倉敷市消防局（119番）へ通報する。また、共同防災隊出動（待機）のため、防災協会長会社に対しても通報する。

なお、けい留中の船舶及び港湾施設に係る場合並びに海上に及ぶおそれがある場合には、倉敷市消

防局及び水島海上保安部（118番）に通報する。

(2) 通報内容は次のとおりとし、具体的かつ簡潔に通報する。

ア 発生した日時、場所及び被害状況

イ 異常現象の状況（物質の種類、毒性の有無、隣接事業所・住民への影響、施設の種類等）

ウ 自衛防災組織（共同防災組織を含む。）の応急措置の概要

第2 関係機関の通報伝達計画

1 倉敷市消防局の通報伝達

(1) 通報を受けた倉敷市消防局は、直ちに、防災本部（県消防保安課）・県警察本部及び市総務局に伝達するものとする。

また、第2次防災体制で対応することを決定した場合も同様とする。

(2) 異常現象が海上に及ぶおそれがある場合は、(1)に加え水島海上保安部に通報する。

2 水島海上保安部の通報伝達

通報を受けた水島海上保安部は、通報伝達系統図の示すところにより伝達する。

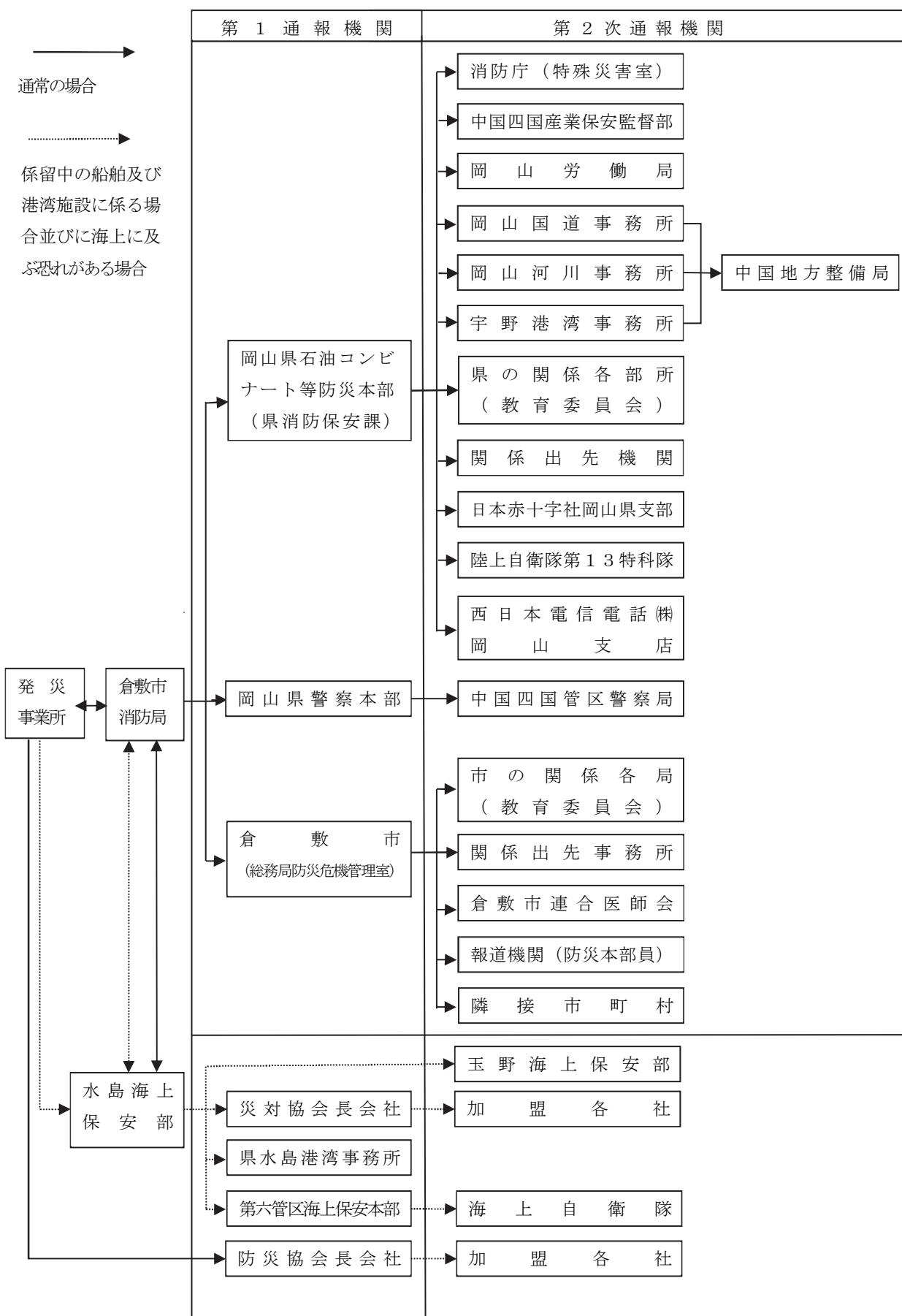
また、第2次防災体制で対応することを決定した場合も同様とする。

3 第1次通報機関の伝達

通報を受けた第1次通報機関は、それぞれ状況に応じて第2次通報機関に伝達する。

4 防災本部長が総合防災体制（現地本部の設置）で対応することを決定した場合は、通報伝達系統図の示すところによりすべての関係機関に伝達する。

通報伝達系統図



第3節 情報通報計画

中国四国管区警察局、中国四国産業保安監督部、中国地方整備局、水島海上保安部、岡山労働局、岡山県、倉敷市及び関係事業所その他法令の規定により水島臨海地区に係る災害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を実施する責任を有する機関は、発生した災害の状況及びその実施した措置について、相互に連絡するとともに防災本部（県消防保安課）へ次のとおり報告する。

なお、総合防災体制で対応する場合には、現地本部に報告するものとする。

第1 報告の種類及び実施機関

1 災害速報

- (1) 岡山県、倉敷市消防局及び水島海上保安部（海上に係る場合）は、報告書（様式1）の項目について電話等により、逐次速報する。
- (2) 県警察本部、岡山労働局及び関係事業所等の応急措置実施機関は実施した応急措置の概要を報告書（様式2）の項目について電話等により逐次速報する。
- (3) 防災本部（県消防保安課）は、状況に応じて関係機関等に災害情報を伝達するとともに、中国四国産業保安監督部及び消防庁に速報する。

2 災害概況報告

岡山県、倉敷市消防局及び水島海上保安部（海上に係る場合）は、全ての災害応急措置が完了した後、速やかに報告書（様式1）により、その他応急措置実施機関は報告書（様式2）により防災本部へ報告する。

3 災害報告

防災本部（県消防保安課）は、災害状況、関係機関の応急措置等をとりまとめの上、中国四国産業保安監督部及び消防庁に報告する。

なお、必要に応じて関係機関に報告書を送付する。

第2号様式 (特定の事故)

第一報

- 事故名 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 2 危険物等に係る事故
 3 原子力施設等に係る事故
 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年月日時分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()		
発生場所			
事業所名		特別防災区域	[レイアウト第一種、第一種、] [第二種、その他]
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時 鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 月 日 時 分
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI等 7.その他()	物質名	
施設の区分	1.危険物施設 2.高危混在施設 3.高圧ガス施設 4.その他 ()		
施設の概要		危険物施設 の区分	
事故の概要			
死傷者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等 重症 中等症 軽傷	人(人) 人(人) 人(人) 人(人)
消防防災活動状況及び急救・救助活動状況	警戒区域の設定 使用停止命令	月 日 時 分 月 日 時 分	出場機関 事業所 消防本部(署) 消防団 海上保安庁 自衛隊 その他の出場人數 出場資機材
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。

(様式2)

災害の状況及び災害応急措置の概要報告書

年　月　日

岡山県石油コンビナート等防災本部長 殿

機関名
(事業所名)
代表者氏名
(担当者職氏名)

石油コンビナート等災害防止法第26条の規定に基づき、災害の状況及び災害応急措置の概要について次のとおり報告します。

事業所名			
所在地			
発生場所			
発生日時	月　日　時　分	発見日時	月　日　時　分
発生時の運転 ・作業状況			
事故の経緯			
被 害	人　的		
	物　的		
原　因			
今後の対策			

各報告項目の記載要領

1 事業所名及び所在地

事故に係る特定事業所の名称及び所在地を記載する。

2 発生場所

事故に係る施設、装置等の名称を記載する。

3 発生日時

事故が発生した日時(推定を含む。)を記載する。

4 発見日時

事故を発見した日時を記載する。

5 発生時の運転・作業状況

事故に係る施設、設備の概要並びに事故発生時の状況を定常運転中、スタートアップ中、シャットダウン中、定期修理中、休止中等の運転状況及び荷揚(積)作業中、サンプリング中、給油中、焼入作業中、溶接、溶断中等の作業状況により分類し記載する。

(例)

- ・「令和〇〇年〇〇月に設置した直径〇〇m、容量〇〇kL のコーンルーフタンクに〇〇を〇〇kL 貯蔵・保管中、サンプリングのためゲージハッチを開放した際、火災となった。」

6 事故の経緯

事故の全体の状況を把握できるように、発災に至る状況、応急措置・防災活動の状況、被災状況等を記載する。

(例)

- ・「巡回パトロール中の〇〇課員 2名が〇〇移送配管バルブ部分から〇〇が噴出しているのを発見、直ちにコントロールセンターに通報するとともに、上流側のバルブの閉鎖作業を行っていたところ、霧状の〇〇に着火し火災となった。2名は現場を退避し、構内電話で火災発生を通報した。出動した自衛防災組織は①上流側バルブの閉鎖、②化学消防車モニターノズルから泡放射を行い、火災を鎮圧し公設消防隊到着時には鎮火状態であった。焼失した〇〇は約〇〇L で他にバルブ配管〇〇mを焼損した。」

7 人的被害及び物的被害

当該事故による死傷者について、当事者(発災事業所の従業員を言い、協力事業所、下請け等の従業員を含む。)及び防災活動従事者(当事者を除く。)、第三者別の人数、死傷者原因、職業又は職名、被災場所、被災時の状況及び物的被害を記載する。

8 原因

事故の主原因を設計不良、製作不良、施工不良、保全不良等の物的要因、点検不十分、誤操作等の人的要因、地震、落雷等の自然要因により分類して記載するほか火災、爆発については着火原因を裸火、静電気火花、摩擦熱等に分類して記載する。

9 今後の対策

事故から得られた教訓をもとに、検討又は計画した対策について記載する。

(例)

- ・「バルブ操作ミスにより漏洩したため、作業マニュアルを徹底するとともに、バルブに対する表示内容・表示方法について見直し、必要に応じ改善する。」
- ・「大量の泡放射により、側溝等の凹部が確認できず、転倒・負傷する者がいる等防災活動に支障が生じたため、構内を可能な限り平滑にするとともに、必要な箇所にポールを準備することとした。」

第4節 災害広報計画

発災時において、防災関係機関は、「石油コンビナート災害時の住民広報要領」（資料 42）に基づき、人心の安定、被害の拡大防止及び応急対策活動の円滑化を図るため地域住民に対して適切な情報の広報を実施する。

第1 実施機関及び実施方法

1 岡山県

関係機関からの情報収集及び調整を行い、災害全般の広報、報道機関への広報要請を実施する。

2 倉敷市

「倉敷市石油コンビナート等災害対策本部設置規程」（条例等 17）に基づき倉敷市石油コンビナート等災害対策本部を設置し、広報車等市が保有する住民への伝達ツールを活用して地域住民に対する広報を実施するほか、必要に応じて報道機関の協力を求めて地域住民に周知する。

なお、海上に係る場合には水島海上保安部と協議するものとする。

3 岡山県警察

県警察は、状況に応じてパトカー及び道路交通情報センター等により広報を実施する。

4 水島海上保安部

海上に被害が及ぶときは、沿岸住民、水島港に停舶中及び出入港中の船舶に対して拡声器等により広報を実施する。

5 報道機関

報道機関は、県知事、市長からの要請、又は自らの判断により、テレビ、ラジオによる広報を実施する。

6 発災事業所

発災事業所は、「倉敷市工場事故時等措置要綱」（条例等 19）及び災害防止協定に基づき地域住民に対し広報を実施する。

なお、広報実施事項については、消防現地本部長に報告するものとし、以後は消防現地本部長の指示に従う。

第2 広報の内容

- 1 発災場所及びその状況
- 2 応急対策の実施状況
- 3 警戒区域の設定及び交通規制状況
- 4 地区住民のとるべき措置
- 5 避難の指示（避難場所及び経路）
- 6 避難の解除
- 7 その他必要な事項

第5節 気象予報及び警報伝達計画

自然現象に関する予報及び警報等の種類、その通報伝達について定める。

第1 予報及び警報の種類

1 気象業務法に基づく通知

岡山地方気象台が発表する気象業務法に基づく気象・地象・津波・高潮・波浪及び洪水等の注意報・警報及び情報（地震津波関係については、気象庁の発表したものと含む。）

2 水防法に基づく通知

国土交通大臣及び岡山県知事が行う水防法に基づく水防団待機水位・水防警報・洪水予報文

3 消防法に基づく通報

岡山地方気象台が行う消防法に基づく火災気象通報

4 J-ALERT により受信した情報の通知

J-ALERT（ジェイ・アラート）とは津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル情報等といった対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、消防庁から人工衛星を用いて全国の自治体に送信し、市町村の同報系防災行政無線等を自動的に起動させることにより、住民に瞬時に伝達するシステムである。

第2 関係機関の通報伝達措置

1 県は、第1の1、2、3の通知を受けたときは備中県民局及び市（総務局）に、第1の4の通知を受けたときは備中県民局に伝達する。津波警報等については、この伝達ルートに加えて、直接、防災協会長会社へも伝達する。

2 西日本電信電話株式会社は、第1の1のうち警報の通知を受けたときは市（総務局）に伝達する。

3 水島海上保安部は、第1の1の通知を受けたときは、水島港出入港中及び停舶中の船舶に周知させる。

4 日本放送協会岡山放送局、R S K山陽放送、岡山放送及びテレビせとうちは、第1の1及び2の通知を受けたときは、放送を通じ地域住民に周知を図る。

第3 倉敷市の通報伝達措置

1 市（総務局）は、それぞれの機関から自然現象に関する通報を受けたときは、関係機関に伝達する。

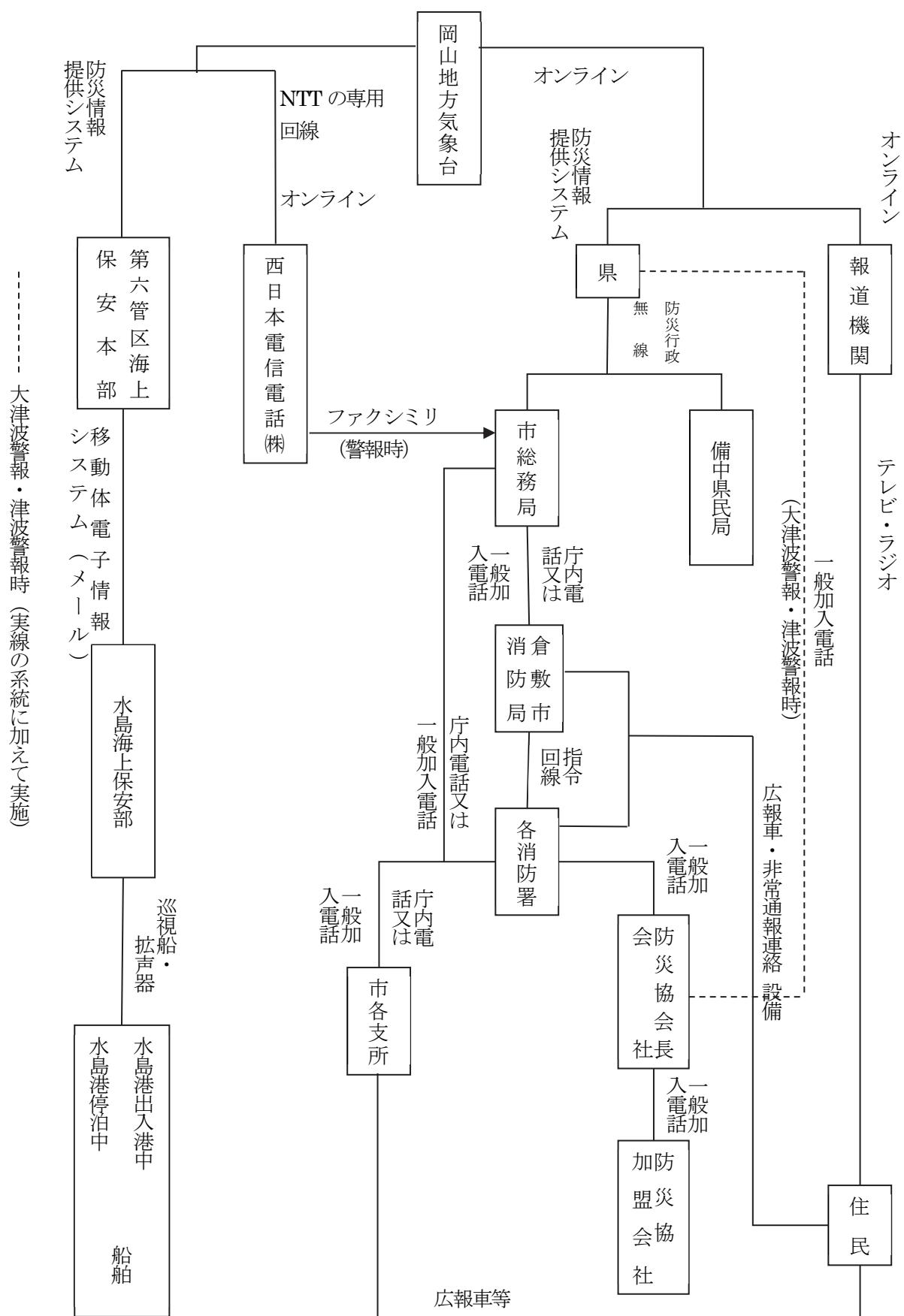
2 倉敷市消防局は、関係機関から自然現象に関する通報を受けたときは、全消防署に伝達するとともに、必要に応じて消防広報車・非常通報連絡設備により地区住民への周知を図る。

〈資料21 非常通報連絡設備回線系統図〉

3 通報を受けた所轄消防署は防災協会長会社へ伝達する。（第1の1を除く。）なお、防災協会長会社から会員事業所への伝達は、「防災協災害発生時における共同防災隊出動要請等連絡経路図」（条例等 25共 同防災隊出動基準）により行う。

なお、第1の1の情報については、各事業所において「岡山県総合防災情報システム」により情報を把握する。

第4 伝達系統及び実施方法（自然現象に関する場合）



第3章 災害別応急対策計画

第1節 火災・爆発応急対策計画

第1 第1次防災体制

発災事業所の自衛防災組織（共同防災組織を含む。）及び所轄消防署等の防災力によって、防御鎮圧し得る程度の小規模の火災・爆発事故に対して防災関係機関がとるべき基本的事項について定める。

1 発災事業所の措置

- (1) 事業所内に警報を発し、関係部署に緊急事態の発生を知らせる。
- (2) 火災等の発生を、第4編第2章第2節「災害発生通報伝達計画」に基づき、直ちに消防機関へ通報する。
- (3) 現場従業員は、緊急運転停止等の必要な应急措置をとる。
- (4) 自衛防災組織による消火等の防御活動を行う。
- (5) 地域住民に対し、第4編第2章第4節「災害広報計画」に定めるところにより広報する。
- (6) 公設消防隊及び共同防災隊に対し事故の状況・爆発等の危険性の有無・毒性の有無及び注水可否等の説明を行い、現場へ誘導する。
- (7) 防災管理者は、消防現地本部の長に対し、自衛防災組織の配備状況等の報告を行った後、その指示に従って行動する。
- (8) 防災協の会長会社及び隣接事業所に対し、応援出動が直ちにできるよう事故等の概況を通報する。

2 防災協（共同防災組織）の措置

- (1) 発災事業所から共同防災隊出動基準により出動要請があった場合は、防災協会長の指令に基づき、発災事業所地区の共同防災隊が出動するものとする。発災事業所他地区の共同防災隊は、同指令に基づき出動準備するものとする。
- (2) 出動した共同防災隊は、発災事業所の消防責任者の指揮を受け防災活動を行う。

3 倉敷市消防局の措置

- (1) 火災等の発生を覚知したときは、倉敷市消防局の「石油コンビナート出動計画」（条例等 18）に基づき消防隊を出動させるとともに、防災関係機関へ第4編第2章第2節「災害発生通報伝達計画」に基づき通報する。
- (2) 現場に到着した所轄消防署長等は、速やかに現場の直近に消防現地本部を設置する。
- (3) 消防現地本部長は、防災管理者と緊密な連絡をとり、燃焼物件、危険物等の種類と数量、引火爆発の危険性、有毒物質の有無及び事業所の应急措置の概要と今後の対策等を聴取し、各消防隊の任務と部署を指示する。
- (4) 事業所の行った应急措置等を確認するとともに、災害の拡大防止に必要な措置を指示する。
- (5) 付近住民に対しては、第4編第2章第4節「災害広報計画」の定めるところにより広報する。
- (6) 消防現地本部長は、火災の鎮圧が困難であると判断したときは、速やかに応援を要請する。

第2 第2次防災体制

発災事業所の自衛防災組織（共同防災組織を含む。）及び所轄消防署等の防災力によっては、鎮圧が困難であり、第1次防災体制に加えて発災事業所他地区の共同防災隊の出動防災協加盟会社の相互援助及び隣接消防署の応援を求め対処しなければならない程度の火災・爆発事故に対する防災活動を実施するに必

要な体制について定める。

1 実施方針

各防災関係機関は協力してそれぞれ応急対策を実施することとし、対策実施上の連絡調整は防災本部において行う。

2 実施機関

- (1) 中国四国産業保安監督部
- (2) 水島海上保安部
- (3) 岡山労働局
- (4) 岡山県
- (5) 岡山県警察
- (6) 倉敷市
- (7) 倉敷市消防局
- (8) 水島コンビナート地区保安防災協議会
- (9) 発災事業所

3 実施事項

第1次防災体制の措置に加えて、防災関係機関は次の事項を実施する。

(1) 情報収集及び被害報告

- ア 発災事業所は、発生した被害の状況及び実施した措置の概要について防災本部へ報告する。
- イ 各防災関係機関は、防災活動を通じて得た情報について相互に連絡するとともに防災本部へ報告する。
- ウ 防災本部は、災害の状況及びその実施した措置の概要についてとりまとめを行う。

(2) 応援体制

- ア 倉敷市消防局は、隣接消防署の応援消防隊を倉敷市消防局の「石油コンビナート出動計画」に基づき出動させる。
- イ 防災協は、倉敷市消防局の指示を受け相互応援活動を行う。
- ウ その他防災関係機関は、相互に連携して防災活動を行う。

(3) 避難の指示及び誘導

住民の生命身体に危険が及ぶおそれがある場合の避難の指示及び誘導は、第4編第4章第1節「避難計画」による。

(4) 傷病者の救出、救急活動

傷病者が発生した場合は、応急処置及び搬送等の措置を事業所で実施するが、対応できないときは第4編第4章第4節「救急計画」による。

(5) 交通規制

県警察は、地域住民の避難道路及び緊急車両の優先通行の確保並びに危険区域内の通行禁止等を行うため、第4編第4章第3節「交通規制計画」により交通規制を実施する。

(6) 応援要請が予想される場合の措置

- ア 防災本部は、総合防災体制への移行が予想される場合には、自衛隊又は関係市町村に対して災害の発生及びその後の被害状況を通報する。
- イ 自衛隊及び関係市町村は、この通報に基づき応援体制が可能な体制をとる。

第3 総合防災体制

第2次防災体制において鎮圧できないか又は著しく困難であると判断される火災爆発災害に対して防災関係機関の総力をもって対処するため、現地本部を設置して統一的な防災活動を実施する。

現地本部の組織、設置基準、設置場所等については、第4編第1章第4節「現地本部の設置」に定めるところによる。

第2節 毒性ガス等漏洩応急対策計画

第1 第1次防災体制

発災事業所の自衛防災組織（共同防災組織を含む。）及び所轄消防署等の防災力によって対応し得る程度の毒性ガスや毒性物質を取り扱うタンク等からの漏洩事故に対して防災関係機関がとるべき基本的事項について定める。

1 発災事業所の措置

- (1) 事業所内に警報を発し、関係部署に緊急事態の発生を知らせる。
- (2) 毒性ガスや毒性物質を取り扱うタンク等からの漏洩の発生を、第4編第2章第2節「災害発生通報伝達計画」に基づき、直ちに消防機関等へ通報する。
- (3) 傷病者の応急措置並びに搬送を実施する。
- (4) 発災事業所員は、必要な保護具を着用し漏洩場所の状況を確認の上、緊急措置をとる。
 - ア 緊急遮断弁の作動及びポンプ、コンプレッサー等の運転停止
 - イ 漏洩部分の閉鎖、密閉
 - ウ 薬剤による中和、水による希釈等
 - エ 移送又はブローダウン
- (5) ガス検知を行うとともに漏洩の状況と風向、風速等を考慮し、地域住民に対し影響が予想される場合は、第4編第2章第4節「災害広報計画」に定めるところにより非常通報設備を使用あるいは地区代表者及び放送責任者に電話連絡し、事故の状況、避難の必要性の有無等を地域住民に周知させる。
- (6) 消防機関、県警察等の防災関係機関には正しい情報と必要な助言を提供するとともに、密接な連携のもとに防災活動を行う。

2 倉敷市消防局の措置

- (1) 毒性ガスや毒性物質を取り扱うタンク等からの漏洩を覚知したときは、倉敷市消防局の「石油コンビナート出動計画」に基づき消防隊を出動させるとともに、防災関係機関へ第4編第2章第2節「災害発生通報伝達計画」に基づき通報する。
- (2) 現場に到着した所轄消防署長等は、速やかに現場の直近に消防現地本部を設置する。
- (3) 消防現地本部長は、防災管理者から事故の概要と応急措置並びに漏洩物質の性状、拡散状況、今後の対策及び予測等を聴取し、各消防隊に任務分担を指示する。
- (4) 傷病者（中毒その他）がある場合は、防毒マスク等の保護具を着用の上、救出、救護活動を行う。
- (5) 事業所が行う漏洩防止のためのバルブ閉鎖及び緊急遮断措置等を確認する。
- (6) ガス滞留防止のため、噴霧放水による拡散、又は大量放水による希釈措置等を行う。
- (7) 事業所が行うガス検知結果から、風向、風速、ガスの性状等をもとに影響範囲を早期判断し、警戒区域を設定し区域内からの立退き及び火気禁止等の措置を行う。
- (8) 地域住民又は関係事業所に対して非常通報連絡設備若しくは電話連絡により事故の状況を広報し、必要に応じ避難準備を指示する。
- (9) 隣接消防署に対し、漏洩ガスに適応する防毒マスク等の保護具を発災現場へ搬送するよう要請する。

第2 第2次防災体制

発災事業所の自衛防災組織（共同防災組織を含む。）及び所轄消防署等の防災力によっては対応が困難であり、防災協加盟会社の相互応援及び隣接消防署の応援を求め対処しなければならない程度の災害に対する防災活動を実施するに必要な体制について定める。

1 実施方法

各防災関係機関は、協力してそれぞれ応急対策を実施することとし、対策実施上の連絡調整は防災本部において行う。

2 実施機関

- (1) 中国四国産業保安監督部
- (2) 水島海上保安部
- (3) 岡山労働局
- (4) 岡山県
- (5) 岡山県警察
- (6) 倉敷市
- (7) 倉敷市消防局
- (8) 日赤岡山県支部
- (9) 公益社団法人倉敷市連合医師会
- (10) 水島コンビナート地区保安防災協議会
- (11) 発災事業所

3 実施事項

第1次防災体制の措置に加えて、防災関係機関は次の事項を実施する。

(1) 情報収集及び被害報告

- ア 発災事業所は発生した被害の状況及び実施した措置の概要について防災本部へ報告する。
- イ 各防災関係機関は防災活動を通じて得た情報について相互に連絡するとともに防災本部へ報告する。
- ウ 防災本部は災害の状況及びその実施した措置の概要についてとりまとめを行う。

(2) 応援体制

- ア 倉敷市消防局は、隣接消防署の応援消防隊を倉敷市消防局の「石油コンビナート出動計画」に基づき出動させる。
- イ 防災協は、倉敷市消防局の活動指示を受け、相互応援活動を行う。
- ウ その他防災関係機関は、相互に連携して防災活動を行う。

(3) 避難の指示及び誘導

住民の生命身体に危険が及ぶおそれがある場合の避難の指示及び誘導は第4編第4章第1節「避難計画」による。

(4) 交通規制

県警察は、住民等の避難道路及び緊急車両の優先通行の確保並びに危険区域内の通行禁止等を行うため、第4編第4章第3節「交通規制計画」により交通規制を実施する。

(5) 応援要請が予想される場合の措置

- ア 防災本部は、総合防災体制への移行が予想される場合には、自衛隊又は関係市町村に対して災害の発生及びその後の被害状況を通報する。
- イ 自衛隊及び関係市町村は、この通報に基づき応援体制が可能な体制をとる。

第3 総合防災体制

第2次防災体制において対応できないか又は著しく対応が困難であると判断される毒性ガス災害に対しては、現地本部を設置して防災関係機関の統一的な防災活動を実施する。

現地本部の組織、設置基準、設置場所等については、第4編第1章第4節「現地本部の設置」に定めるところによる。

第3節 流出油応急対策計画

第1 第1次防災体制

流出油事故発生船舶又は発災事業所、水島海上保安部及び所轄消防署等並びに水島港湾事務所の防災活動により防除できる程度の流出油事故に対して防災関係機関がとるべき基本的事項について定める。

1 発災事業所の措置

- (1) 流出油事故の発生を、水島海上保安部（118番）及び倉敷市消防局（119番）へ、第4編第2章第2節「災害発生通報伝達計画」に基づき直ちに通報する。
- (2) 流出油の構外流出を最小限に止めるため、排水溝の緊急閉鎖、土のう積み又は他のタンクへの移送等の必要な措置を講じる。
- (3) オイルフェンスの展張、油回収船の配備等により海上流出油の回収及び拡散を防止するとともに、水島海上保安部の指示により、効果的な回収防除措置を講じる。
- (4) 陸上海上ともに現場の警戒を厳こし、火災の発生等の二次災害防止措置を講じる。

2 水島海上保安部及び水島港長の措置

- (1) 通報により直ちに現場確認及び流出油の状況を調査する。
- (2) 流出油事故原因者及び発災事業所が実施する措置について適切な指示を行うとともに、それらの措置のみによっては不十分と認めるときは、自ら海上流出油の拡散防止及び油回収作業を行う。
- (3) 付近航行船舶に対し、火気の使用禁止及び接近禁止等所要の航行規制を行う。
- (4) 必要に応じ、付近船舶の移動等について指示する。

3 倉敷市消防局の措置

- (1) 倉敷市消防局の「石油コンビナート出動計画」に基づき消防隊を出動させるとともに、防災関係機関へ第4編第2章第2節「災害発生通報伝達計画」に基づき通報する。
- (2) 発災事業所に対して、事業所構外及び海上への流出油の拡大拡散防止措置についての所要の指示を行う。
- (3) 火災予防措置等について指導を行い、二次災害の防止に努める。

4 水島港湾事務所の措置

水島海上保安部からの通報により所属船艇を出動させ、共同して海上流出油の回収防除作業に当たる。

第2 第2次防災体制

第1次防災体制における防災力によっては当該流出油災害の防除活動が困難である場合の体制について定める。

1 実施方針

水島海上保安部長及び倉敷市消防局長は、発生した流出油事故が大規模であり、第1次防災体制によっては防除が困難であると判断したときは、相互に協議して下記実施機関等による総合調整本部（条例等27 水島地区排出油等防除協議会会則）を現地の適当な場所に設置して防災活動を推進させる。

2 実施機関

- (1) 中国地方整備局
- (2) 水島海上保安部

- (3) 岡山県
- (4) 岡山県警察
- (5) 倉敷市
- (6) 倉敷市消防局
- (7) 指定海上防災機関
- (8) 水島港湾災害対策協議会
- (9) 水島コンビナート地区保安防災協議会
- (10) 発災事業所
- (11) その他必要な機関

3 実施事項

第1次防災体制の措置に加えて、防災関係機関は次の事項を実施する。

(1) 情報収集、連絡活動

- ア 発災事業所は、発生した事故の状況及び実施した措置について水島海上保安部へ報告する。
- イ 各防災関係機関は、防災活動を通じて得た必要な情報を相互に連絡するとともに、水島海上保安部及び防災本部へ報告する。
- ウ 防災本部は、災害の状況及びその実施した措置の概要についてとりまとめを行う。

(2) 災害広報

- ア 水島海上保安部及び県は、流出油による災害の波及が予想される場合は、災害の状況並びに安全自衛措置等について、関係船舶、水産関係者等に対し広報活動を行い周知に努める。
- イ 市は、住民の安全を図るため、災害の状況並びに安全措置等について、広報車等により、沿岸住民への周知に努める。

(3) 流出油の拡散防止等

- ア 防災関係機関は、水島海上保安部の指導のもとに相互に協力して、オイルフェンスの展張、吸着材の使用等により、流出油の拡散防止を図るとともに油回収船等により流出油の回収を行う。
- イ 中国地方整備局は第六管区海上保安本部等の要請に基づき、関係各所と調整の上、流出油の回収の協力をを行う。

(4) 警 戒

- ア 水島海上保安部長は、船舶の航行を禁止する区域を公示し、かつ、必要に応じて停泊船舶の移動を命じる。
- イ 倉敷市消防局及び所轄警察署は、被害の及ぶおそれがある沿岸の巡回監視を行い、状況に応じ沿岸住民に対する火気使用禁止等の指示をする。

第3 総合防災体制

第2次防災体制において防除不可能であるか又は著しく困難である流出油災害に対して防災関係機関の総力をもって対処するため、現地本部を設置して統一的な防災活動を実施する。

現地本部の組織、設置基準、設置場所等については、第4編第1章第4節「現地本部の設置」に定めるところによる。

第4節 海上火災応急対策計画

第1 第1次防災体制

火災発生船舶及び発災事業所の自衛防災組織（共同防災組織を含む。）並びに水島海上保安部及び所轄消防署等の防災活動により防御鎮圧し得る程度の海上火災に対して防災関係機関がとるべき基本的事項について定める。

1 火災発生船舶の措置

- (1) 海上火災の発生を、水島海上保安部（118番）及び倉敷市消防局（119番）へ、第4編第2章第2節「災害発生通報伝達計画」に基づき直ちに通報する。
- (2) 当該火災発生船舶の船長（船長に事故があるときはこれに代って指揮する者）は、直ちに自船において、人命救助のための応急措置及び初期消火若しくは延焼防止等被害局限のための応急措置を講じる。
- (3) その他水島海上保安部に対し事故の状況を報告しその指示に従って行動する。

2 発災事業所の措置

- (1) 当該事業所内に警報を発し、関係部署に緊急事態を周知するとともに自衛防災組織による消火等防護活動を行う。
- (2) 危険物の漏出防止のための緊急送油停止及び各関係バルブの閉鎖等の応急措置を講じる。
- (3) 栈橋周辺の資機材を動員し、陸上施設及び現場付近在泊船舶等への延焼防止等被害局限化措置を講じる。
- (4) その他水島海上保安部及び倉敷市消防局の指示事項を実施する。

3 水島海上保安部及び水島港長の措置

- (1) 海上火災の発生を、第4編第2章第2節「災害発生通報伝達計画」に基づき関係機関へ通報するとともに、倉敷市消防局へ応援要請する。
- (2) 巡視船艇等による乗組員等の救助を行うとともに海上火災の消火に当たる。
- (3) 海上火災源である危険物の種類、数量、引火爆発の危険性、有害ガス発生の有無を調査する。
- (4) 火災船舶及び発災事業所の行う応急措置等に必要な措置を指示する。
- (5) 海上火災発生海域及びその周辺海域の船舶等に対し、火気使用の制限又は禁止を指示する。
- (6) 当該海域の船舶の航泊禁止又は移動命令等の措置を講じる。

4 倉敷市消防局の措置

(1) 海域での船舶火災

- ア 海上火災の発生を覚知したときは、防災関係機関へ第4編第2章第2節「災害発生通報伝達計画」に基づき速やかに通報する。
- イ 水上消防隊長は、海上火災を覚知したとき又は水島海上保安部から応援要請があったときは、直ちに水上消防隊を出動させ水島海上保安部と協力し消火活動を実施する。水上消防隊長は当該海上火災の情報を倉敷市消防局長に報告し、水島臨海地区の陸上施設へ類焼する危険があると判断したときは、陸上消防隊の出動要請を行う。

(2) 着岸けい留中の船舶火災

- ア 倉敷市消防局は、けい留中の船舶火災を覚知したときは、倉敷市消防局の「石油コンビナート出動計画」に基づき所轄消防署等の水上及び陸上消防隊を出動させるとともに、防災関係機関へ第4編第2章第2節「災害発生通報伝達計画」に基づき通報する。
- イ 倉敷市消防局は水島海上保安部に応援要請を行う。
- ウ 出動した消防機関は相互に協力し迅速かつ円滑なる消火活動を実施する。

- エ 負傷者等の救助救出作業を実施し、救急病院へ搬送する。
- オ 陸上施設への延焼警戒及び防止活動を行う。

第2 第2次防災体制

第1次防災体制に基づく防災力によっては海上火災の鎮圧が困難である場合、これに加えて第2項に掲げる実施機関の増強応援を求めて対処しなければならない程度の海上火災に対する防災活動を実施するに必要な体制について定める。

1 実施方針

各防災関係機関は協力してそれぞれ応急対策を実施することとし、対策実施上の連絡調整は防災本部において行う。

2 実施機関

- (1) 水島海上保安部
- (2) 岡山県
- (3) 岡山県警察
- (4) 倉敷市
- (5) 倉敷市消防局
- (6) 水島港湾災害対策協議会
- (7) 水島コンビナート地区保安防災協議会
- (8) 関係事業所（船舶所有者）

3 実施事項

第1次防災体制の措置に加えて各機関は次の事項を実施する。

(1) 情報収集及び被害報告

- ア 関係事業所は発生事故の概要及び実施した措置の概要について防災本部へ報告する。
- イ 各防災機関は、防災活動を通じて得た情報について相互に連絡するとともに防災本部へ通報する。
- ウ 防災本部は、災害の状況及び実施した措置についてとりまとめを行う。

(2) 応援体制

- ア 水島海上保安部は、第六管区海上保安本部に報告し、隣接海上保安部所属の巡視船艇等の応援派遣を要請する。
- イ 倉敷市消防局は、隣接消防署の応援消防隊を倉敷市消防局の「石油コンビナート出動計画」に基づき出動させる。
- ウ 災対協加盟会社は、災対協会則に定めるところにより事業所の要請を受けた水島海上保安部長を経由して会長が会員に伝達し相互応援活動を行う。
- エ その他防災関係機関は相互に連携して防災活動を行う。

(3) 陸上区域における避難誘導等

水島臨海地区及びその周辺の陸上区域に対する延焼防止、避難誘導、交通規制等所要の応急対策は本章第1節「火災・爆発応急対策計画」第2、第2次防災体制の実施事項に基づき対応する。

第3 総合防災体制

第2次防災体制において鎮圧できないか又は著しく困難であると判断される海上火災災害に対して防災関係機関の総力をもって対処するため、現地本部を設置して統一的な防災活動を実施する。

現地本部の組織、設置基準、設置場所等については、第4編第1章第4節「現地本部の設置」に定めるところによる。

第5節 自然災害応急対策計画

地震、津波、高潮等の自然現象による災害は、広範囲にわたりまた災害が複合的に多発するおそれがあるところから、これらの災害に対する応急活動は、災害が発生した地域全体を対象とすべきである。したがって、各機関の特別防災区域に対する応急活動は、災害地域全体の中における一部として対応することとなる。

また関係事業所は、これら自然現象による火災・爆発等の二次災害の発生及び拡大を防止するため、あらかじめ活動基準を定めて、迅速・的確な応急措置を講ずる。

第1 地震災害に対する応急対策計画

第4編第3章第6節「地震応急対策計画」による。

第2 津波、高潮等に対する応急対策計画

津波及び高潮による応急対策計画は、第4編第3章第7節「津波応急対策計画」及び第8節「高潮災害応急対策計画」によるほか次による。

1 関係行政機関

水島臨海地区の護岸高は、東京湾平均海面（T.P.）+3.3～5.3mであるが、津波、高潮等の災害が予想されるときは、地震、台風等の防災情報に注意し、関係機関相互の連絡を密にするとともに、それぞれの機関において定める計画に基づき応急活動を展開し、次の事項を実施する。

- (1) 沿岸住民及び事業所に対して避難等についての広報を実施する。
- (2) 関係事業所に対し、施設の点検・補強・装置の停止、荷役作業中止、その他二次災害の防止のための必要な応急措置について指導する。
- (3) その他津波、高潮等に対する必要な応急活動。

2 関係事業所

津波、高潮等による災害の発生及びその拡大を防止するため、必要な防災要員及び防災資機材等を配備するとともに、必要に応じ次の事項を実施する。

- (1) 津波、高潮等の発生のおそれがあるときは、災害対策本部を設置する等により警戒体制を強化する。
- (2) 災害関係情報等必要な情報の収集及び伝達を各事業所において定める活動基準により的確に行う。
- (3) 危険物積載船は、離桟し、沖合の適当な場所に避難する。
- (4) 二次災害の発生及び拡大を防止するため、各施設等の点検、補強又は装置の緊急停止等の必要な措置を適確に行う。
- (5) 災害が発生した場合は、防災資機材（共同防災組織を含む。）により所要の緊急措置を講じ、被害の拡大防止に努める。

第6節 地震応急対策計画

地震による一次被害（設備的被害）及び二次被害（一次被害により発生が予想される火災・爆発等）は第2編「災害基本想定」のとおりである。これらの災害に対する応急対策は基本的には第4編「災害応急対策計画」に定めるところにより、火災・爆発、毒性ガス等漏洩、流出油及び海上火災等の応急対策計画に従って対応することとなるが、地震発生時には被害が同時に複数箇所で発生するおそれがあることから、これらの定めによるほか特に次の点に留意して総合的、一体的な防災活動を実施する。

また、事業者は、「石油コンビナート等における防災施設等の応急対策等に関する留意事項」（消防特第49号・消防危第84号、平成26年3月31日付、消防庁特殊災害室長・危険物保安室長通知）により、防油堤及び流出油等防止堤の保守点検を行うとともに、屋外給水栓、防油堤及び流出油等防止堤の応急対策について検討を行い、必要に応じ対策を措置する。

第1 関係事業所

1 活動方針

地震後における火災・爆発及び石油等の漏洩等の二次被害の発生防止のため、各事業所毎に定める「地震時行動基準」に基づき、早期に自衛非常体制を確立し、事業所の総力をあげて迅速、的確な応急活動を行う。

2 活動要領

(1) 自衛防災体制の確立

県南部において以下の①、②の基準を超える震度を観測する地震が発生した時は、通報連絡又は自らの覚察により非常参集し、地震の程度に応じて、自衛非常対策本部を設置するなど所要の体制を整えるとともに、緊急安全点検など必要な対応を行う。

①震度3以上の時……緊急安全点検の実施

②震度5弱以上の時……自衛非常対策本部の設置、必要に応じ緊急停止の実施

（自衛非常対策本部の組織は第4編第1章第3節「防災組織配備基準」第3、自衛防災組織の防災活動等の基準に定めるところによる。）

※県南部：岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気郡和気町、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町、加賀郡吉備中央町

(2) 事業所内被害状況等の把握

緊急安全点検等により、設備の異常や被害状況を早期に把握する。

(3) 応急活動の実施

二次被害の発生及び拡大防止のため、各施設の補強、緊急停止及び消防活動など必要な応急措置を迅速、的確に実施する。

同時に複数箇所で被害が発生した場合、重要施設（人命危険、災害の拡大危険）を優先して効率的な活動を実施する。

(4) 情報の収集・報告

県南部において震度4（気象台発表震度）以上を観測する地震発生時には、緊急安全点検結果等必要な情報（被害の有無を含む。）を早期に把握し、倉敷市消防局へ報告を的確に行う。

※ 倉敷市消防局連絡先：426-1195（休日・夜間は426-1190）

(5) 災害発生通報

災害等の発生に際しては、第4編第2章第2節「災害発生通報伝達計画」に基づき倉敷市消防局等へ通報する。

(6) 災害広報

災害の発生を第4編第2章第4節「災害広報計画」に定めるところにより地域住民等に広報する。

(7) 防災協会長会社への被害状況の速報

共同防災隊の有効活動のため、事業所は防災協会長会社に対し、被害状況（被害のある場合のみ）及び応急対策状況を速報する。

あらかじめ通報項目、報告先、手段（電話、無線、バイク等）を定めておく。

(8) 共同防災隊の出動要請

事業所自衛消防隊のみでは対応できない場合には、「水島コンビナート地区共同防災規程」（条例等

24）に基づき共同防災隊の出動を要請する。

(9) 相互応援協定に基づく応援要請等

発災事業所は、隣接事業所等に対して、災害の状況・応急対策の実施状況・隣接事業所への影響等を速やかに連絡する。

発災事業所は、必要がある時は「水島コンビナート地区保安防災協議会相互援助協定」（条例等 26）に基づく応援活動を早期に要請する。

隣接事業所等は、応援要請を受けたときは積極的に発災事業所を応援する。

(10) その他

被害の程度により、必要に応じて本社等からの応援を受けて対応する。

第2 水島コンビナート地区保安防災協議会

1 活動方針

事故発生状況（被害のないことを含む。）等の情報収集に努め、共同防災隊、自衛消防隊の効率的運用を図るなど地区全体の被害の拡大を防止するため総力をあげて応急活動を行う。

2 活動要領

(1) 地区全体の被害状況等の把握

会員事業所は、地震による二次被害の発生がある場合には、別に定める要領により会長事業所へ報告する。

会長事業所は、会員事業所からの報告により地区全体の被害状況の早期把握に努める。

(2) 共同防災隊の効果的な出動

地震による被害は同時に複数箇所で発生するおそれがあり、複数の事業所から出動要請があることも考えられるため、会長事業所は、地区全体の被害の概要を早期に把握し、共同防災隊の効率的な運用に努める。

共同防災隊の出動要請及び出動指令は「共同防災隊出動基準」（条例等 25）により行う。

(3) 相互援助協定に基づく応援要請

被災事業所からの要請に基づき、会員事業所に対し相互援助協定に基づく応援出動を依頼する。この場合、共同防災隊の出動等を考慮し、効果的な防災力の投入ができるよう配慮する。

自衛消防隊の援助要請及び出動要請は、「水島コンビナート地区保安防災協議会相互援助協定」（条例等 26）により行う。

(4) 被害状況の報告

会員事業所からの報告等により、地区全体の被害の概要及び点検結果を早期に把握（又は推定）し、通報伝達系統により倉敷市消防局等に報告する。

第3 行政機関等

1 活動方針

地震時には県内広範にわたり、また、災害が複合的に多発することから、各機関の特別防災区域に対する応急活動は、市街地も含めた地域全体の災害応急対策の一部として対応することとなる。

このため各機関においては、地域全体の被害状況を早期に把握し、あらかじめ定めた役割分担に従つて、迅速、的確に対応する必要がある。

2 活動要領

(1) 倉敷市消防局

ア 被害状況の把握

コンビナート及び市街地の被害状況を早期に把握し、全体的な消防活動方針を確立する。

イ 地震情報等の収集・伝達

特別防災区域及び周辺住民に対し、必要な情報を提供して人心の安定を図る。

ウ 効率的な応急活動の実施

地震の特性を考慮し、全市的な観点から効率的部隊運用を図る。

防災資機材（県その他の機関の所有を含む。）を災害の態様に応じ相互に有効活用する。

公設消防隊、自衛消防隊及び共同防災隊等が有機的連携により一体的な活動を行う。

エ 広域応援

緊急消防援助隊等の応援を得て、迅速・的確な応急措置を実施する。

オ 警戒区域の設定・避難等

警戒区域の設定・避難等については、第4編第4章第1節「避難計画」及び第2節「警戒区域設定計画」に基づき対応する。

(2) 岡山県警察

ア 被害状況の把握

ヘリコプターを活用し、特別防災区域及び市街地の状況を把握し、防災本部等関係機関へ情報提供する。

イ 交通規制

特別防災区域の道路の決壊状況等を調査、把握し、総合的な交通規制を実施し、避難及び緊急自動車の交通確保を図る。

ウ 避難・誘導等

地域住民等の避難及び誘導を倉敷市消防局等と協力して実施する。災害が予測される地域の警戒、警備、犯罪予防及びパニック防止措置を行う。

エ 広域応援

警察災害派遣隊の応援を得て迅速・的確な応急措置を実施する。

オ 災害広報

災害の発生を第4編第2章第4節「災害広報計画」に定めるところにより地域住民等に広報する。

(3) 防災本部

ア 情報の収集・伝達

大規模な地震が発生し、特別防災区域又は市街地において大規模な災害の発生が想定される場合、県、岡山市、県警察、海上保安庁及び自衛隊等のヘリコプターにより早期に広域的な被害状況を把握し、関係防災機関へ伝達する。

イ 防災本部の活動

特別防災区域において災害が発生した場合の活動は、第4編各章の定めるところによる。

ウ 現地本部の設置

大規模地震により現地本部を設置する場合、その設置場所はおおむね次の順位により選定する。

(ア) 災害が陸上で発生した場合

- ①水島港湾事務所
- ②所轄消防署（水島、児島、玉島）
- ③発災事業所事務所、倉敷市水島支所
- ④その他、防災本部長の指定する場所

(イ) 災害が海上で発生した場合

- ①水島港湾事務所
- ②水島海上保安部
- ③所轄消防署（水島、児島、玉島）
- ④その他、防災本部長の指定する場所

(4) その他の機関

各機関は、地震災害の特性を十分配慮した効果的な防災活動を実施する。

第7節 津波応急対策計画

津波被害に対する応急対策は第4編の災害応急対策計画に定めるところにより、火災・爆発応急対策計画等個々の対応をすることとなるが、津波被害対応時には、事前に地震被害が発生していることから次の点に留意して対応する。

第1 関係事業所

1 活動方針

気象庁が地震発生後3分程度で津波警報等を発表することを踏まえ、従業員等の避難を最優先として活動する。

その上で、二次災害を防止するため、危険物等のプラントの運転停止、装置のロック化、保安要員（津波到達までに施設の緊急停止等の保安措置をする者）による監視等の適切な安全措置を講ずるよう努める。

津波は、長時間にわたり繰り返し来ることから、浸水が予測される地域においては、地震発生後速やかに実施すべき事項と津波収束後に実施すべき事項に分けて迅速に応急対策を講じる。

2 活動内容

（1）地震発生後速やかに実施すべき事項

- ・避難に要する時間を考慮しながら次の事項を実施する。
 - ・津波情報（地震規模、津波波高、予想到達時刻等）の収集
 - ・従業員（工場見学者等来訪者を含む。）への津波情報の伝達及び避難誘導計画に基づく避難指示
 - ・浸水域へ設置されている装置の優先停止
 - ・着棧中の船舶への津波情報の提供、荷役の中止及び港外退避への協力
 - ・必要最小限の保安要員を残して従業員の指定避難場所への避難及び津波により倒壊等のおそれのない施設への保安要員の退避

（2）津波収束後に実施すべき事項

津波警報・注意報が解除され、安全が確認されてから、必要に応じ次の対応を行う。

- ・応急活動の実施（活動は被害態様に応じ、第3章第1節から第4節の定めにより実施）
 - ・プラントの緊急安全点検の実施
 - ・被害状況等の情報収集及び報告
 - ・自社岸壁、施設の緊急点検・巡回等及び被害状況の把握

第2 水島コンビナート地区保安防災協議会

1 活動方針

津波が到達するまでは、各事業所間の連携を図りながら津波情報の伝達及び避難誘導等を実施し、津波収束後には、地区全体の津波被害情報（被害の有無、被害状況等）の収集に努め、共同防災隊、自衛消防隊の効率的運用により被害の拡大防止を図る。

2 活動要領

- ・地区全体の被害状況の把握及び関係行政機関への通報
- ・共同防災隊の効率的な運用

第3 行政機関等

1 活動方針

津波を伴う地震の場合は、市街地も含めた広い地域での被害の発生が考えられるため、住民の安全を最優先として的確な活動を実施するよう努める。

2 活動要領

本章第6節「地震応急対策計画」第3、行政機関等 2活動要領によるほか次による。

(1) 水島海上保安部

- ・港内在港船に対する津波警報等の周知及び港外への退避勧告
- ・海岸付近の人員に対する避難周知
- ・危険物の保安措置（警戒区域の設定、船舶の航行制限等）
- ・治安の維持
- ・在泊船の被害調査
- ・海難救助、流出油等の防除の実施及び指導等

(2) 防災本部

- ・区域内事業所の被害状況の把握
- ・国に対して消火薬剤等の資材の調達及び供給依頼
- ・広域応援協定に基づく応援要請
- ・大規模な被害の発生に伴う自衛隊の派遣要請
- ・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等の活動拠点の確保に係る調整

(3) 倉敷市

- ・津波警報などの防災情報の的確な収集と伝達
- ・区域内事業所の被害状況の把握
- ・津波からの避難誘導
- ・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等の活動拠点の確保
- ・公共岸壁、避難場所指定施設等の緊急点検・巡視等の実施及び被害情報等の把握

第8節 高潮災害応急対策計画

高潮による応急対策は、本章第1節から第5節の火災・爆発、毒性ガス等漏洩、流出油、海上火災及び自然災害の災害応急対策計画に定めるところによるほか、次の点に留意して早期に十分な対応をとる。

第1 関係事業所

1 活動方針

高潮は、早い段階で予測されることから、早期に十分な対応を講じること。

2 活動内容

- ・台風や高潮に関する気象情報の収集及び従業員への情報伝達
- ・浸水域へ設置されている装置の優先停止
- ・流出して浮遊することにより危害を及ぼすおそれのある物のアンカー等による固定
- ・開放型施設から危険物等が流出することを防御するための施蓋又は緊急移送
- ・海水の浸入のおそれのある場所への防護のための土のう積み等の実施

第2 水島コンビナート地区保安防災協議会

1 活動方針

高潮警報が発表された時は、各事業所間の連携を図りながら高潮等気象情報を伝達するとともに、地区全体の高潮被害情報（被害の有無、被害状況等）の収集に努め、共同防災隊、自衛消防隊の効率的運用により被害の拡大防止に努める。

2 活動要領

- ・地区全体の被害状況の把握及び関係行政機関への通報
- ・共同防災隊の効率的な運用

第3 行政機関等

1 活動方針

高潮による被害は、市街地も含めた広域で発生することから、住民の安全を第一に的確な活動を実施する。

2 活動要領

- (1) 水島海上保安部
 - ・危険物の保安措置（警戒区域の設定、船舶の航行制限）
 - ・海難救助、流出油等の防除の実施及び指導等
- (2) 防災本部
 - ・被害状況の把握
 - ・気象情報の提供
- (3) 倉敷市
 - ・被害状況の把握
 - ・気象情報の提供

第4章 り災者救助・保護計画

第1節 避難計画

災害時における避難措置は、次によるものとする。

なお、大規模地震等により水島臨海地区以外にも同時に災害が発生した場合には、本計画によるほか岡山県地域防災計画及び倉敷市地域防災計画の定めるところによるものとする。

第1 避難の区分

1 住民等の避難

倉敷市地域防災計画に従い実施機関は、危険区域の住民等の避難指示を行う。なお緊急の場合で、実施機関が指示するいとまのないときは、発災事業所からの連絡、又は自らの判断で自主避難するものとする。

2 従業員等の避難

危険区域の従業員等の避難は、防災規程の定めるところにより行う。また、津波からの避難は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第7条の規定により事業所が作成する対策計画の定めるところにより行う。

第2 避難所の開設

倉敷市は、あらかじめ定めたマニュアルに基づき、施設の安全を確認の上、避難所を開設し、設置状況を速やかに住民に周知するとともに県に報告する。

また、必要があればあらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難場所として開設する。さらに、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊娠婦等要配慮者に配慮し、福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、あらかじめ指定している地域における身近な福祉避難所を開設するとともに、地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。

（資料22 水島臨海工業地帯周辺地区人口）

（資料23 指定避難所（屋内）、指定緊急避難場所（屋外、屋内）一覧）

第3 避難の指示

1 実施機関

- (1) 倉敷市
- (2) 水島海上保安部
- (3) 岡山県警察
- (4) 関係事業所

2 避難指示の内容

- (1) 避難理由
- (2) 避難区域
- (3) 避難場所及び経路

(4) その他必要事項

3 避難指示の基準

- (1) 災害時において、人の生命、身体に危険が及ぶおそれのあるとき。
- (2) その他必要と認めるとき。

4 実施機関の相互連絡

避難の指示をした実施機関は、その内容、実施状況等について相互に連絡するほか事後措置等について協議するものとする。

第4 避難指示の伝達

避難指示の伝達は、次により実施するものとする。

- (1) 警鐘、サイレンによる伝達
- (2) 放送等非常通報設備による伝達
- (3) 広報車及び放送設備を有する車両による伝達
- (4) テレビ、ラジオ等による伝達
- (5) インターネット、電子メール等による伝達
- (6) ヘリコプター、船舶等による伝達
- (7) 地区代表による伝達

第5 避難誘導

1 住民等の避難誘導

避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況により実施機関が誘導等を行う場合は、実施機関は、災害の態様、規模及び気象条件等を的確に判断し、人の生命、身体に危険が及ぶおそれが最も強い区域の住民等から順次避難誘導し、安全の確保に努めるものとする。

2 従業員等の避難誘導

関係事業所は、防災規程等に基づき、従業員等の避難誘導を実施するものとする。

3 避難誘導の留意事項

避難場所、経路の要所等に配置した誘導、警戒員は、相互に連絡を密にし、避難が速やかに、かつ安全に行われるよう配意するものとする。

第6 避難者の保護

避難所の開設及び収容保護は、倉敷市の定めるところによるものとする。

第2節 警戒区域設定計画

災害の発生又は拡大の防止のための警戒区域の設定及び当該区域への立入禁止若しくは制限又はこれらの区域からの退去等は、次によるものとする。

第1 警戒区域の設定

1 時期

- (1) 災害時において、人の生命、身体に危険が及ぶおそれのあるとき。
- (2) その他必要と認めるとき。

2 範囲

- (1) 火災が発生し、輻射熱により人の生命、身体に危険が及び又は建物等の延焼のおそれのある区域
- (2) 危険物又はガス等の流出、漏洩により人の生命、身体に危険が及び又は火災、爆発のおそれのある区域
- (3) その他災害の発生又は拡大の防止のため必要な区域

3 実施機関

- (1) 倉敷市
- (2) 倉敷市消防局
- (3) 水島海上保安部
- (4) 岡山県警察

4 実施機関の相互連絡

実施機関において警戒区域を設定する場合は、設定の時期及び範囲等について相互に協議するものとする。

緊急の場合で協議するいとまのないときは、設定後速やかに通知するものとする。

第2 実施機関の措置

1 実施機関の措置

(1) 倉敷市

災害が発生し、人の生命、身体に対する危険を防止するため、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、当該区域への立入を禁止若しくは、制限し、又は退去を命ずる。

(2) 倉敷市消防局

ア ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、消防長又は消防署長は、火災警戒区域を設定し、その区域内における火気の使用を禁止し、又は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第45条に規定する者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくは制限する。

イ 火災現場においては、消防吏員又は消防団員は、消防警戒区域を設定して、消防法施行規則第48条に規定する者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限する。

(3) 水島海上保安部

災害が発生し、又は拡大防止のため必要があると認めたときは、警戒区域を設定し、当該区域への立入を禁止若しくは制限し、又は退去を命ずる。

(4) 岡山県警察

災害が発生し危険が予想される場合で、倉敷市又は消防職団員若しくは海上保安官が現場にいないとき、又はこれらの者から要請のあったときは、警戒区域を設定し、その職務を行う。

2 措置要領

(1) 警戒区域設定の伝達及び保安措置

警戒区域を設定したときは、直ちに当該地域の住民等に対し避難の指示に準拠し、その旨を伝達するとともに、火気、ガス、電気、車両等の使用制限及び火薬類、高圧ガス等の保安措置を的確に行うよう指導及び広報を徹底する。

(2) 設定時の警戒等

- ア 警戒区域に必要な要員を配置し、警戒にあたるものとする。
- イ 警戒区域は風位、風速、地形等を考慮して設定する。

第3節 交通規制計画

災害時における防災活動を迅速かつ的確に行うための交通規制は、次によるものとする。

第1 交通規制の実施

1 規制の実施

災害時には県警察は直ちに交通規制を実施し、防災関係車両以外の通行を禁止又は制限する。

なお、大容量泡放射システムを積載する車両の通行には必要に応じてパトカーの先導を行う等特に配慮する。

2 規制の区域

規制の区域は、災害の規模態様等状況により定め、適宜拡大又は縮小する。

3 規制の要領

- (1) 規制区域の必要場所に警察官を配置するほか道路標識を設置して行う。
- (2) 規制実施地点から区域内に対しては防災関係車両以外の通行を禁止又は制限する。
- (3) 避難路と緊急交通路を分離するものとする。

4 関係府県警察への通報

県警察は、当該規制が他府県に関連すると認められる場合は、関係府県警察に対し規制内容等を通報し協力を求める。

第2 交通広報

立看板、案内板等を掲出するほか道路交通情報センター及びラジオ、テレビ等を通じ、次の事項を広報し、その周知徹底を図る。

- (1) 規制の期間、区域及び種別
- (2) う回路
- (3) 規制の理由

第3 関係機関への連絡

交通規制を実施した場合は、速やかにその旨を関係機関に連絡するものとする。

第4節 救急計画

事故等により発生した傷病者を医療機関へ救急搬送する計画について定める。

第1 救急情報連絡系統

- 1 発災事業所（けい留中の船舶を含む。）は、火災、爆発、有害ガスの漏洩等により傷病者が発生し、事業所において対応できないときは、直ちに倉敷市消防局へ救急車の出動を要請する。
- 2 倉敷市消防局は、直近の救急隊に出動指令する。
- 3 倉敷市消防局は、消防署救急隊からの連絡により救急病院等の収容病院人員把握にあたる。
- 4 倉敷市消防局は、状況により防災協に対して応援事業所救急隊の出動を要請する。
- 5 倉敷市消防局は、救急の実施状況を速やかに防災本部（県消防保安課）、県警察本部（所轄警察署）及び市総務局へ連絡する。

第2 救急出動体制の基準

- 1 倉敷市消防局救急隊は、直近の救急隊が担当する。
- 2 応援事業所救急隊の出動体制は、倉敷市消防局長が指示する。

[救急車の保有状況]

地区名	所有機関	台数	計	
A・D地区	水島消防署	2	3台	18台
	JFEスチール	1		
B・C地区	児島消防署 ※水島消防署	5 (2)	5台	
E地区	玉島消防署	5	5台	
その他	倉敷消防署	5	5台	

※水島消防署は、担当地区の関係で再掲

第3 救急活動

- 1 発災事業所
 - (1) 傷病者を安全な場所へ救出し搬送に必要な応急処置をするとともに救急車両を配備して搬送する。
 - (2) 地域住民の健康が損なわれたときは、直ちに医療機関へ収容する等の適切な措置を講じる。
 - (3) 消防署救急隊及び応援事業所救急隊を誘導するとともに負傷状況等を説明する。
- 2 倉敷市消防局
 - (1) 消防署救急隊は、傷病者を搬送するとともに発災事業所救急隊、応援事業所救急隊に対して収容医療機関を指示する。

(2) 救急指揮者（傷病者多数の場合に消防波無線及び救急波無線を携帯し、現場に常駐。）は、倉敷市消防局警防課を通じ、現場救急隊、収容医療機関の連携を確保する。

3 岡山県（消防保安課、保健医療部）

県は、県消防防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの活用や岡山市等ヘリコプター保有事業者等との連携による傷病者等の搬送体制の整備を図るものとする。

4 岡山県警察

事故等の状況により消防署救急隊・事業所救急隊等医療関係者の通行を確保するため交通規制等を実施する。

〈資料 30 緊急車（医療）標識〉

5 公益社団法人倉敷市連合医師会

収容医療機関の受け入れ体制の確保に努める。

〈資料 24 救急告示医療機関（倉敷市周辺）名簿〉

第5節 医療救護計画

災害現地において医療救護を実施することが適當な場合に救護所を設置して行う医療救護活動の計画について定める。

第1 実施責任者

発災事業所の長
倉敷市長
岡山県知事（災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合）

第2 実施の方法

1 救護所設置の基準

- (1) 発災事業所の長が倉敷市長に要請したとき。
- (2) 倉敷市長が必要と認めたとき。ただし、災害救助法が適用された場合は岡山県知事（子ども・福祉部長）に協議するものとする。

2 救護班の出動要請

倉敷市長（保健福祉局長、保健所長）は、市救護班を派遣するとともに県（保健医療部）、日本赤十字社岡山県支部、公益社団法人倉敷市連合医師会に対し必要に応じて救護班の派遣を要請する。

また、県は広域的な出動が必要な場合は、県との協定に基づく県医師会の医療救護班及び災害拠点病院等の災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣、並びに災害拠点病院による医療救護活動を要請する。

※ 災害派遣医療チーム（DMAT（ディーマット））

災害の急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った、医師、看護師、その他医療従事者で構成される、救命治療を行うための専門的な研修・訓練を受けた医療救護チーム。市町村、消防機関及び警察等と連携した情報収集・伝達・トリアージ・救急医療等の現場活動、病院支援、傷病者の適切な医療が行える病院への搬送等を主な活動とする。

3 救護所の設置場所

一体的医療救護活動が実施でき、かつ安全な場所に設置する。

4 救護班の編成

機関名	班数	
倉敷市	1	市において編成
日本赤十字社岡山県支部	9	岡山赤十字病院、岡山赤十字玉野病院で編成
公益社団法人岡山県医師会	1	県医師会が直接編成（水島近郊）
公益社団法人倉敷市連合医師会	1	
災害拠点病院	必要数	

5 医療救護の範囲

医療救護の範囲は、診療、薬剤又は治療材料の支給、応急処置その他の治療及び看護とする。

6 医療救護の実施期間

倉敷市長が必要と認める期間。ただし災害救助法が適用された場合は、原則として災害発生の日から14日以内とする。

第3 医薬品、衛生材料の確保

- 1 関係事業所は、外傷・火傷等に対する医薬品、衛生材料を備蓄する。
- 2 医療・救護実施責任者は発災時において医薬品、衛生材料を医薬品卸売販売業者等から調達する。

〈資料25 救急医薬品等の緊急調達先一覧表〉

第4 費用・補償の基準

- 1 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された災害における費用は、災害救助法に基づき県が負担する。

(1) 医療の費用

ア 市の救護班による場合

使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕等の実費、事務費、救護班員の旅費及び超過勤務手当

イ 日本赤十字社岡山県支部の救護班による場合

県と日本赤十字社岡山県支部が締結した「災害救助法実施に関する委託契約書」第6条に定める費用

ウ 公益社団法人倉敷市連合医師会（会員）の救護班による場合（災害救助法第7条の規定による従事命令の場合に限る。）

使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費、事務費、医師、薬剤師及び看護師等に係る日当、旅費及び超過勤務手当

エ 医療機関による場合

社会保険診療報酬の例による額

- 2 災害救助法が適用されない場合

災害救助法が適用されない災害における費用は次により市が負担するものとする。ただし、他の制度により費用の負担が定められているものについては、この限りでない。

(1) 医療の費用

第4の1に定めるところに準じる。

(2) 救護班（市救護班を除く。）として医療救護活動に従事した医師、看護師等の者がそのために死亡し負傷し疾病に罹り、また廃疾となったときの災害補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づき定めた条例の非常勤の職員の公務災害補償にかかる規定の例による。

(3) 公益社団法人倉敷市連合医師会の災害出動についての補償は「災害時の医療救護活動についての協定書」及び「医療救護に係る覚書」による。

〈条例等20 災害時の医療救護活動についての協定書（市）〉

- 3 その他

災害救助法の適用に関係なく、公益社団法人岡山県医師会の医療救護班の派遣についての補償は「災害時の医療救護活動に関する協定書」及び「災害時の医療救護活動協定書実施細目」により、また、DMA Tの派遣についての補償は「おかやまDMA Tの出動に関する協定書」により、県が負担する。

〈条例等21 災害時の医療救護活動に関する協定書（県）〉

第5 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、次の各号のいずれかに該当する災害で県知事が災害救助法による救助を必要と認めたとき

- 1 住家の滅失した世帯数が 150 世帯以上であること
- 2 県下の全滅失世帯数が 1,500 世帯以上であって、市域内の滅失世帯数が 75 世帯以上である場合
- 3 県下の全滅失世帯数が 7,000 世帯以上であって、市域内の滅失世帯数が多数である場合
- 4 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したものである場合

(内閣府令で定める特別の事情)

被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること

- 5 数多の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとして内閣府令で定める基準に該当する場合

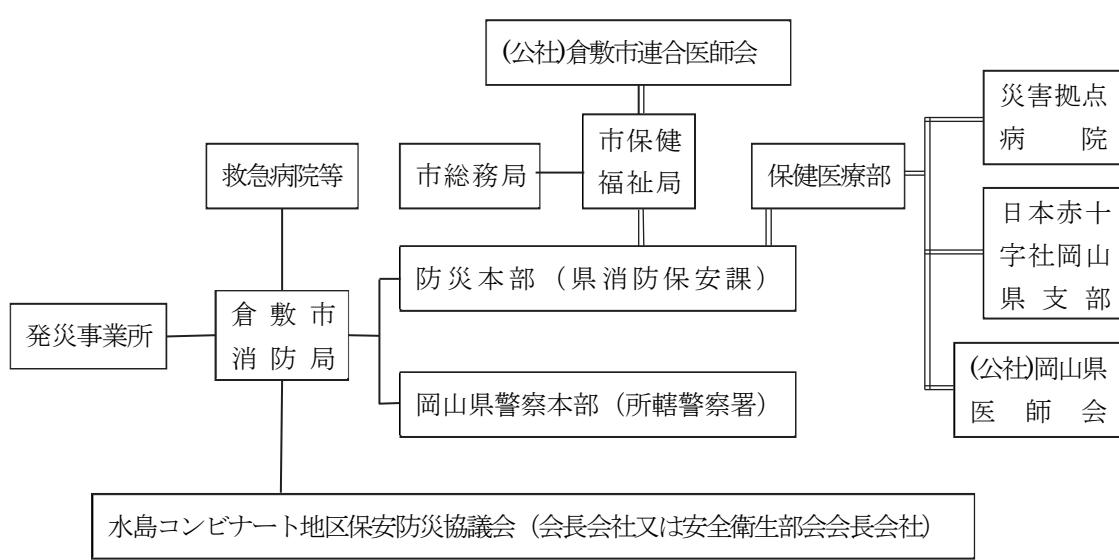
(内閣府令)

(1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること

(2) 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること

- 6 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第23条の3第2項（同法第24条第2項又は第28条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該本部の所管区域が告示され、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがある場合

【救急・医療救護情報連絡系統図】



—— 救急系統

—— 医療救護系統

第5章 緊急輸送、警備計画

第1節 緊急輸送計画

関係機関は、災害時において災害応急対策を実施するため、災害応急対策要員並びに救助物資・防災資機材の緊急輸送の確保を図るものとする。

第1 実施機関

- (1) 倉敷市
- (2) 岡山県
- (3) 岡山県警察
- (4) 水島海上保安部
- (5) 中国運輸局岡山運輸支局
- (6) 陸上自衛隊第13特科隊
- (7) 関係事業所

第2 実施方法

1 倉敷市の措置

- (1) 市所有車両を確保し、災害の状況に応じて配備する。
- (2) 必要に応じて輸送業者に要請して、輸送力の確保を図る。

〈資料26 県有・市有車両一覧〉

〈資料27 倉敷市内輸送業者等の保有車両〉

〈資料28 倉敷市内輸送業者等の所有船舶〉

- (3) 市において輸送力の確保が困難な場合は、県に調達・あっせんを要請する。

2 県の措置

- (1) 災害の状況に応じて県有車両、船舶を配備する。
- (2) 倉敷市の要請に基づき調達・あっせんを行うとともに輸送関係機関に要請する。

3 岡山県警察の措置

第4編第4章第3節「交通規制計画」に定めるところにより緊急交通路を確保する。

4 水島海上保安部の措置

海上航行の規制を実施するとともに緊急輸送力を確保する。

5 陸上自衛隊第13特科隊

県知事からの要請等により、所有車両及びヘリコプターによる緊急輸送を行う。

〈資料29 倉敷市内ヘリコプター離発着場〉

6 関係事業所

発災時には自ら調達するとともに隣接コンビナート地区の事業所に要請する。
ヘリコプターが有効に活用できるよう、近隣地区に臨時ヘリポート用地を確保するよう努める。

第3 費用の基準

- 1 輸送業者による輸送あるいは車両等の借り上げは、県内の慣行料金（認可料金）とする。
- 2 行政機関及び公共機関所有の車両等については、燃料費負担程度の料金とする。

第2節 警備計画

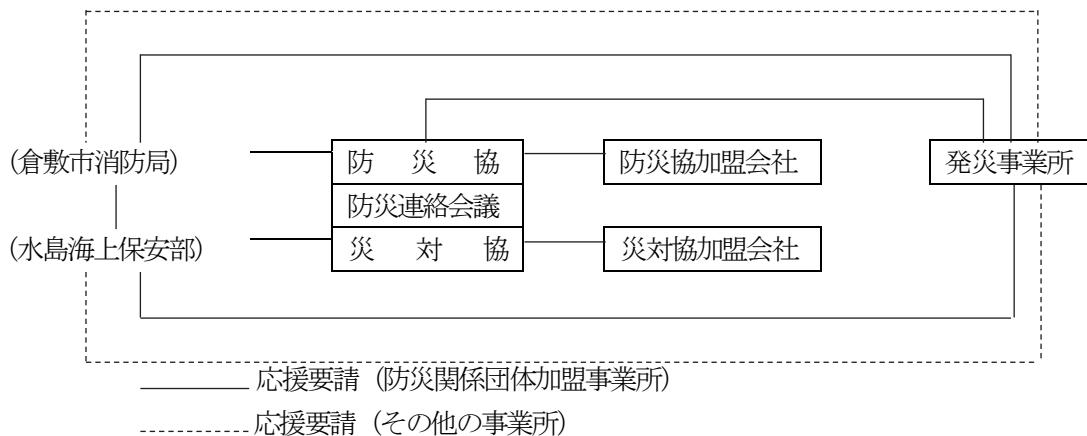
災害時における住民等の生命、身体及び財産を保護し、人心の安定と被災地域の静穏を確保するため県警察及び防災関係機関は、それぞれの機関において定める計画等に基づいて措置する。

第6章 応援要請計画

第1節 事業所の相互応援計画

発災時において、災害の拡大防止のため関係事業所は、相互に応援活動を実施するものとし、相互応援協定の締結等により協力体制の確立に努めるものとする。

第1 関係事業所間の防災活動組織及び応援要請



1 防災関係団体加盟事業所の応援要請

- (1) 防災協の水島コンビナート地区共同防災規程（条例等 24）、水島コンビナート地区保安防災協議会相互援助協定（条例等 26）に定めるところにより要請する。
- (2) けい留中の船舶及び港湾施設等海上に係る場合は、水島海上保安部、災対協会長会社及び倉敷市消防局を通じ要請する。

2 その他の事業所の応援要請

- (1) 倉敷市消防局又は所轄消防署を通じ要請する。
- (2) けい留中の船舶及び港湾施設等海上に係る場合は、水島海上保安部及び倉敷市消防局を通じ要請する。

第2 関係事業所の応援出動

- 1 倉敷市消防局長の指示又は発災事業所の要請により防災協会長会社は加盟会社へ応援出動を要請する。

(防災協災害発生時における共同防災隊出動要請等連絡経路図)

（条例等 25 共同防災隊出動基準）

- 2 その他の事業所は、倉敷市消防局長の要請により出動する。

- 3 水島海上保安部長からの情報に基づき、災対協会長会社は加盟会社へ応援出動を連絡する。

第3 応援活動の基準

- 1 防災協加盟会社は、水島コンビナート地区共同防災規程（条例等 24）、水島コンビナート地区保安防災協議会相互援助協定（条例等 26）に定めるところにより活動する。
- 2 災対協加盟会社は、水島港湾災害時における相互応援要領（条例等 29）に定めるところにより活動する。
- 3 その他の事業所は、倉敷市消防局長の指示により活動する。

第2節 特別防災区域協議会等相互の応援計画

水島コンビナート地区保安防災協議会及び関係事業所は、保安防災体制（人員、資機材）の強化を図るため、他地区の協議会や他ブロック広域共同防災組織等と相互応援協定などを締結し、応援体制の確立に努める。

第3節 行政機関の相互応援計画

県、県警察、倉敷市及び水島海上保安部等の防災行政機関は、災害の拡大防止及び警備活動等のため、それぞれが県内外の関係機関との相互応援協定等を締結し、広域応援体制の確立に努める。

- 〈条例等6　中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定〉
- 〈条例等7　中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定〉
- 〈条例等8　防災相互応援協定（岡山県、香川県）〉
- 〈条例等9　船舶消防業務協定書及び覚書〉
- 〈条例等10　岡山県下消防相互応援協定〉
- 〈条例等11　岡山市・倉敷市消防相互応援協定書〉
- 〈条例第12　倉敷市・玉野市消防相互応援協定書〉
- 〈条例等13　石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定〉
- 〈条例等14　岡山県消防防災ヘリコプター支援協定〉
- 〈条例等15　大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱〉

第4節　自衛隊災害派遣要請計画

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、災害応急対策実施のために自衛隊の派遣を要請する場合は、次の手続による。

第1　要請権者

県知事

第2　要請する災害

自衛隊に対する派遣要請は、水島臨海地区に係る災害が発生し、又は発生しようとしているとき、人命または財産保護のため必要な応急対策の実施が、それぞれの実施機関だけでは不可能もしくは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められるとき要請する。

第3　自衛隊の活動範囲

派遣された部隊は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連絡、協力して次に掲げる活動を行う。

- 1　被害状況の把握
- 2　避難の援助
- 3　遭難者等の搜索救助
- 4　水防活動
- 5　消防活動
- 6　道路又は水路の啓開
- 7　応急医療、救護及び防疫
- 8　人員及び物資の緊急輸送
- 9　給食及び給水
- 10　入浴支援
- 11　救援物資の無償貸与又は譲与
- 12　危険物の保安及び除去
- 13　その他

第4　派遣要請の手続

1　知事は、災害派遣要請要求者（倉敷市長等。以下同じ。）から災害派遣の要請の要求を受けたとき、もしくは災害の状況から判断して自衛隊の派遣を要請する必要があると認めた場合は速やかに防衛大臣又はその指定する者（第13特科隊長）に対し派遣要請する。派遣が確定したときは、その旨を災害派遣要請要求者に通知する。

なお、倉敷市長は、知事への派遣要請ができない場合には、水島臨海地区に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者（第13特科隊長）に通知できる。

2　自衛隊に対する知事の要請は、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第106条に基づき、次の事項を記載した文書によって行なうものとする。ただし、緊急を要するときは電話等迅速な手段で行う。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

3 災害派遣の要請に必要な事務手続は、県危機管理課が行うものとする。

4 自衛隊派遣要請手続系統図



第5 現地責任者及び連絡担当者

知事は、自衛隊の部隊の派遣が確定したときは、県の関係職員の中から現地責任者を指名し、現地に派遣するとともに、その官職氏名を陸上自衛隊第13特科隊長に通報する。

災害派遣要請要求者は部隊の派遣について通知を受けたときは、関係職員の中から連絡担当者を指名し、現地に派遣する。

現地責任者と連絡担当者は、協力して部隊の責任者との連絡にあたり部隊の作業遂行を助ける。

第6 派遣要請後の措置

知事、災害派遣要請要求者は部隊の派遣を受けたときは、次の措置を講じて、部隊の作業を援助し、災害派遣要請の目的を達するよう努める。

- 1 部隊と応急措置に従事する消防職員、企業従事員、その他現地住民等との協調を図る。
- 2 部隊の作業に必要な資材及び器材について請求を受けたときは、状況に応じ災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第64条の規定に基づく収用等の方法により確保する。
- 3 部隊の宿泊施設、場所等を確保する。

第7 派遣に要する経費の負担

自衛隊の活動に要した経費は、原則としてそれぞれの災害対策責任者が負担するものとし、次の基準とする。

- 1 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 2 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む。）及び入浴料
- 3 派遣部隊の救護活動に必要な自衛隊装備以外の資器材等の調達、借り上げ、その運搬、修理費
- 4 県等が管理する有料道路の通行料

負担区分について、疑義が生じた場合、又はその他必要な経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

第5編 災害復旧計画

第1章 災害復旧の基本方針

この計画は、特別防災区域に係る災害応急対策に引き続き実施する災害応急復旧及び災害復旧について定める。災害復旧実施責任者は、被災施設の原形復旧に止めることなく再度災害の発生を防止するため必要とする施設の新設及び改良等の措置を講じて将来に備える。

第2章 公共施設の災害復旧計画

第1節 災害復旧事業方針

国の所管に係る公共土木施設については、国が災害復旧事業を実施し、その他の公共土木施設災害で公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の適用を受けるものについては、当該災害復旧事業として実施し、同法の適用を受けないものについては、県及び市が災害復旧事業を実施する。

その他の公共施設については、災害復旧実施責任者がそれぞれ災害復旧事業を施行する。

第2節 公共施設別災害復旧

1 道路等

道路橋りょう等で災害復旧及び産業活動に重要な影響を及ぼす路線については、本工事と併行して応急工事を施行し、道路機能の早期回復を図る。

2 水道

被災した水道施設は、水道事業者が速やかに復旧を行うものとするが、被災の程度により早期全面回復が困難な場合は、給水車等により応急給水を実施する。

3 工業用水道

被災工業用水道施設については、県企業局が速やかに復旧を行う。

4 都市ガス

都市ガス供給の重要性に鑑み、水島ガス株式会社は、原料供給事業所と協同して早急な復旧を図るものとするが、特に供給再開時の事故防止に万全を期する。

5 港湾

港湾施設、海岸施設等の災害復旧は、速やかに実施し、港湾機能の早期回復を図るものとする。また、必要に応じ応急工事を実施する。

6 電力施設

被災電力施設は、中国電力株式会社岡山支社が復旧順位に従って早急な復旧を図るものとするが、供給不足等をきたす場合は、相互供給等必要な措置を講ずる。

7 電話施設

西日本電信電話株式会社岡山支店は、電気通信施設が被災した場合には、速やかに、復旧に努めるものとする。

この場合の具体的な実施方法は、西日本電信電話株式会社の「防災業務計画」によるものとする。

8 その他の公共施設

その他の公共施設についても国民生活及び産業活動に重要な影響を及ぼすので、災害復旧の実施責任者は総力をあげて復旧にあたる。